

令和2年第2回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月17日(水)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	8
○町政に対する一般質問	9
3番 小杉修一 議員	9
5番 常山知子 議員	17
9番 林豊 議員	22
12番 内海勝男 議員	30
○町長提出議案の報告及び一括上程	38
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	38
・議案第21号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	40
・議案第22号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	41
・議案第23号 令和2年度皆野町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○承認第1号の説明、質疑、討論、採決	50
・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)	
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	51
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町税条例等の一部を改正する条例)	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	53
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	

○承認第4号の説明、質疑、討論、採決	5 5
・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）	
○承認第5号の説明、質疑、討論、採決	5 6
・承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）	
○承認第6号の説明、質疑、討論、採決	5 7
・承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	
○承認第7号の説明、質疑、討論、採決	5 9
・承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例）	
○承認第8号の説明、質疑、討論、採決	6 1
・承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度皆野町一般会計補正予算（第6号））	
○承認第9号の説明、質疑、討論、採決	6 2
・承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	
○承認第10号の説明、質疑、討論、採決	6 3
・承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第1号））	
○承認第11号の説明、質疑、討論、採決	6 5
・承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第2号））	
○日程の追加	6 7
○会議時間の延長	6 7
○同意第4号の説明、質疑、討論、採決	6 7
・同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第5号の説明、質疑、討論、採決	6 8
・同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第6号の説明、質疑、採決	6 9
・同意第6号 教育委員会委員の任命について	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	7 1
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	7 1
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	7 1
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	7 2
○議決事件の字句及び数字等の整理	7 2
○閉会について	7 2

○ 招 集 告 示

皆野町告示第63号

令和2年第2回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月11日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 令和2年6月17日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	
9番	林	豊	10番	大澤径子	議員	
11番	四方田	実	12番	内海勝男	議員	

不応招議員（なし）

令和2年第2回皆野町議会定例会 第1日

令和2年6月17日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

5番 常 山 知 子 議員

9番 林 豊 議員

12番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第21号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての説明、質疑、討論、採決

1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条

例) の説明、質疑、討論、採決

- 1、承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度皆野町一般会計補正予算（第6号））
の説明、質疑、討論、採決
- 1、承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正
予算（第4号））の説明、質疑、討論、採決
- 1、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第1号））
の説明、質疑、討論、採決
- 1、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第2号））
の説明、質疑、討論、採決
- 1、同意第 4号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決
- 1、同意第 5号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決
- 1、同意第 6号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、採決
- 1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太	平	議員		
3番	小杉修一	議員	4番	宮	前	司	議員		
5番	常山知子	議員	6番	若	林	光	雄	議員	
7番	大澤金作	議員	8番	新	井	達	男	議員	
9番	林	豊	議員	10番	大	澤	径	男	議員
11番	四方田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 課長	橋本賢伸	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	みらい 創造課長	黒澤栄則
町民生活 課長	長島弘	参事兼 健康福祉 課長	浅見幸弘
参事兼 税務課長	豊田昭夫	参事兼 産業観光 課長	玉谷泰典
建設課長	宮原宏一	参事兼 教育次長	設楽知伸

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田	巖
------	------	----	----	---

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより令和2年第2回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（若林光雄議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（若林光雄議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められております。
これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、令和2年第2回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。
議員の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染下の異常事態の中、各種支援策の追行にご協力をいただき、感謝を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に献身的に取り組まれている全国の医療スタッフの皆様には心から敬意と感謝の意を表します。
新型コロナウイルス感染の拡大により生活に、教育に、経済に、全ての分野で今まで経験したことのない大きな打撃を受けています。このため国では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の下、緊急経済対策によりスピーディーに実効のある支援に取り組んでいます。当町におきましても、新型コロナウイルス感染症に対する応援パッケージとして、町民、各事業所、商店、飲食店等に各種支援策を施しました。その内容については、さきの議員全員協議会において説明を申し上げましたとおりです。なお、一日も早い支援策を優先すべきとして、予算措置等については、専決処分としましたので、ご理解をお願いします。また、ポピーまつり、秩父音頭まつりや慶寿の祝いなどのイベントの中止や、各種総会は書面決議などの措置を取っています。感染拡大状況も穏やかになり、4月7日発令の緊急事態宣言も5月25日に解除されました。このため臨時休校になっていた小中学校、幼稚園も6月1日から再開しました。3か月ぶりに子供たちの明るい元気な声が教室や校庭に戻ってきました。引き続き感染第2波防止のため、気を緩めずに各自においてマスクの適正使用や手洗い、消毒の励行と密閉、密室、密接の3密回避が求められています。一日も早い治療薬の開発とウイルスの収束を願うばかりです。
本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり18件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（若林光雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

3番 小杉修一 議員

4番 宮前 司 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（若林光雄議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの2日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの2日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（若林光雄議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

6月1日、長瀬町で開催の秩父町村議員クラブ役員会に出席いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、諸行事ともに中止または延期、書面会議等に変更となり、ほかに報告する事項はございませんでした。

次に、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

11番、四方田実議員。

〔11番 四方田 実議員登壇〕

○11番（四方田 実議員） 11番、四方田実です。秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

令和2年5月22日、全員協議会が開かれました。諸報告として、組合議会議員補欠選挙の結果、2つ目、

臨時会の管理者提出議案の概要について、3つ目、水道事業のパブリックコメントの報告、続いて4つ目、設計・施工一括発注方式の検証についての報告がありました。

議会運営については、議席、常任委員会、議会人事、行政視察について、指定と検討がされました。

続いて、令和2年5月29日、秩父広域市町村圏組合議会臨時会が開かれました。議席の指定、議長選挙、常任委員会の選任、諸報告、管理者提出議案5件があり、議長選挙では不肖、私四方田実が選任されました。また、諸報告の中で水道料金の統一については、横瀬町、小鹿野町が先送りをするとの報告がありました。管理者提出議案は5件で、令和元年度の一般会計補正予算、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、また令和2年度の一般会計補正予算、4つ目が工事請負契約の締結、5番目に訴えの提起についてでありました。

以上、広域市町村圏組合議会の報告とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平。第1回皆野・長瀬下水道組合定例会について報告いたします。

令和2年3月18日、議会が開催され、1番、議席の指定、皆野町議会議員一般選挙に伴う皆野町選出議員、新井達男議員、小杉修一議員、林太平議員、大塚鉄也議員。2番、正副議長選挙、指名推選により議長に野原隆男議員、長瀬町選出、副議長に林太平議員、皆野町選出。提出議案、条例制定2件、条例一部改正4件、元年度補正予算3件、2年度予算3件、計12件が提案され、提案されたとおり承認をいただき、原案どおり可決されましたこと報告いたします。よろしくお願ひします。

○議長（若林光雄議員） 監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願ひます。

これをもって諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（若林光雄議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 行政報告を行います。

令和元年度教育委員会の事務執行に関する点検評価報告書をお手元に配付いたしました。よろしくお願ひをいたします。

○議長（若林光雄議員） 執行部からの報告は終わりました。

これをもって行政報告を終わります。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（若林光雄議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） おはようございます。3番、小杉修一です。世の中が変わってしまいました。政府においては、給付金が遅いとか言われていますが、その仕組みに起因するところもあるみたいで、でもスピード感が非常に求められているときなので、やはり遅いと言われてしまうのでしょうか。アベノマスクは、その最たるものかもしれません。しかし、始まって間もなく問題が起きたのに中止はありません。一丸となってコロナと立ち向かうべき内閣にあって、首相一人がアベノマスクで今も頑張っています。秋田県と山口県において迎撃ミサイル配備は問題を自ら見つけ、意外なスピード感で計画を中止されました。マージャンの黒川さんの処分もとても早かったし、本当に必要なところにそのスピード感が出せないものか、残念であったりいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

質問の1項目、新型コロナウイルスの医療体制についてであります。

①、当地域における新型コロナに対する緊急治療、看護体制はいかがですか。分かるところをお願いいたします。

2番目、また、町としての医療現場へのバックアップの用意はありますか。ちなみに、産科医療に対しては、広域において助成金を出していると認識しています。そのあたりも踏まえていかがでしょうか。

質問の2項目、頑張る子供たちのために。町民の方々が新型コロナの緊急事態により生活に大打撃を受けています。当町の支援対策も出されましたが、そんな中、社会がテレワーク、オンライン化に突き進んでいます。

①、小中学校における在宅授業はどのように取り組まれましたか。イングリッシュクラスでトップレベルにある当町において、オンライン授業はいかがですか。

②、また、子供たちにあっては数か月にわたり、先生や友達にも会えず、運動もできず、心身ともに大変なストレスにあり、でも頑張っています。子供たちをいかに守り、育てられますか。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 3番、小杉議員さんの一般質問通告に基づきましてお答えします。

私からは、2番、頑張る町民・子供たちのための質問の③の在宅勤務において支障はなかったかのご質問にお答えします。

まず、2班体制の在宅勤務にした主な理由でございますが、職員が感染した場合、濃厚接触により町行政機能不能という最悪な事態を回避することを最優先にしたものでございます。行政機能ゼロ回避のために、最小限の事務への支障もやむなしとして、5月7日から24日まで2班体制の在宅勤務としました。

サービスに支障はないかとのことでございますが、半数の在宅勤務においては、ある程度の支障は想定

しましたが、大方問題はありませんでした。特別定額給付金支給事務や納税通知書発送事務や税の問合せ対応などにおいては、臨時職員での対応や別室での職員対応といたしました。このような対応で問題もなく、また苦情もなかったと聞いております。

なお、在宅勤務導入前でございますが、職員の有給休暇を使った感染予防勤務でありました。職員からは、これが不都合との要望もありました。また、この時期、寄居町役場でも在宅勤務方式を取り入れたこと、そして幼稚園、小中学校が休校になり、在宅の子供の見守りが必要な町職員への対応も配慮しました。このような背景もあり、2交代在宅勤務にしましたが、緊急事態宣言が解除された5月25日から、通常の勤務体制としました。

結論としましては、行政機能ゼロ回避のための17日間の2班体制の在宅勤務による事務への支障度は、深刻なものはなく、総じて問題はなかったと認識しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 3番、小杉議員さんから通告いただきました一般質問通告書の2、質問事項の頑張る町民・子供たちのためについてお答え申し上げます。

まず、①、小中学校における在宅授業はどのように取り組まれましたか。イングリッシュクラスでトップレベルにある当町において、オンライン授業はいかがですかについてお答え申し上げます。

3か月にわたります臨時休業中、児童生徒は在宅での学習を余儀なくされました。その間、各学校では家庭学習を推奨し、昨年度の復習ができる学習プリントや新しい年度の新教材を分かりやすくした学習プリントなどを配布して、宿題といたしました。児童生徒は、その宿題を行い、次の登校日に担任、担当の先生に提出いたしまして、評価してもらう学習を行ってまいりました。その際、本町独自の自主学习ノート、こちらが功を奏しております。多くの子供が目標を持って学習に取り組むことができました。しかしながら、自宅にいて授業が受けられる双方向の在宅授業となると、コンピューターなどの環境の未整備のため、課題となっております。今後、コンピューターを介して双方向のオンライン授業を進める必要があります。そのためには、本町ではいわゆるGIGAスクール構想において、ハード面、LANを利用したネットワークの構築、コンピューター1人1台の導入を前倒しで加速的に進めていくことにございます。また、ソフト面におきましては、オンライン授業を効果的に進めるため、効果的な指導の在り方を研究しなければなりません。オンライン授業を行っている民間の授業風景を参観したり、他市町の取組に関する情報を収集して、メリット、デメリットを精査していきたいと考えております。今後予想される新型コロナウイルス第2波、第3波を鑑みたときに、オンライン授業は必要不可欠なものということで対応していきたいと考えております。

次に、②、子供たちにとっては数か月にわたり、先生や友達にも会えず、運動もできず、心身ともに大変なストレスにあり、でも頑張っています。子供たちをいかに守り、育てられますかについてお答え申し上げます。

各学校は、定期的に電話連絡や家庭訪問を通じ、臨時休業中の子供たちの心身の把握を行ってまいりました。健康状態を把握し、心配事、悩み事がないかなど、心身の健康面でも各学校で配慮する取組を進めてまいりました。また、教育委員会が中心となりまして、元気と勇気が出る皆野町子ども応援プロジェクトを立ち上げました。これによりまして、児童生徒の心の健康の支援、また体をほぐす運動を यूチュー

ブなどで配信してきました。そのほかローカルラジオ局、ちちぶエフエムにおきまして、50分間ですけれども、皆野幼稚園を含めた町内の学校、園の先生、職員が子供たちに向けたメッセージを発信しております。さらに、みーなマスクを作成しまして、1人1枚ずつの配布を行って、体の健康の支援を行っております。また、6月1日から園、学校が再開されておりますが、各学校では臨時休業の園児、児童生徒の心身の健康について配慮しております。そして、また何とも大切なのは、新しい生活様式に早く慣れるということ。家庭と連携しながら、子供たちが新しい学校の生活様式に慣れるよう支援、指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんから通告のありました質問事項1、新型コロナの医療体制についてお答えいたします。

1点目の当地域における新型コロナに対する救急医療、看護体制についてですが、秩父地域ではちちぶ医療協議会をはじめ1市4町が連携して地域医療に取り組んでいるところでございます。新型コロナウイルス感染症に関する取組では、帰国者・接触者外来、いわゆるPCR検査ができる医療機関が3か所設置されております。この3か所の医療機関は、入院患者の受入れについても可能であり、必要な体制が整えられております。なお、医療機関の名称や所在地は非公表とされております。以前、帰国者・接触者相談センターに相談していただく目安とされていた37.5度以上の発熱が4日以上続くなどは削除され、現在は強いだるさ、息苦しさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合に変更されております。秩父地域の医療機関では、医師の判断により秩父保健所や帰国者・接触者外来と連絡取れる体制ができております。熱や体調不良であれば、まずはかかりつけ医に相談していただき、熱以外に強いだるさ、息苦しさ等があり感染が疑われる場合は、直接受診せずに事前に連絡をしていただきます。

次に、2点目の町としての医療現場へのバックアップについてお答えいたします。岩田産婦人科医院へは、地域の産科医の確保のため、ちちぶ医療協議会から毎年支援を行っているところでございます。皆野町では、新型コロナ感染症患者の受入れ医療機関の負担が増大していることから、町内の対象医療機関の医療従事者宿泊費の助成制度を設けました。この制度は、新型コロナウイルス感染症患者の治療や検査に対応する職員が家族への感染防止のため、自宅に帰らずとも安心して働ける勤務環境とするためのものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 再質問の前に、副町長から頑張る町民のためのご答弁をいただきました。実は一般質問通告を出させてもらったときに役場が2交代制に入っておりましたので、その辺の形で、その辺のところをちょっとお聞きする通告をさせていただきました。しかし、議会が始まる予定された6月に入り通常に戻ったということで、それでまた順調に消化されたということを直接お聞きしてあったので、ちょっと割愛させていただいたのですが、丁寧にご答弁いただいたので、その部分、通告の部分一度読むだけ読ませていただきます。

頑張る町民・子供たちのための③、役場でも在宅勤務とかされましたが、うまくいっていますか。困惑している町民へのサービスに支障はありませんか。「本日は担当がいないので」というような心配は大

丈夫でしょうか。このように通告させていただいたのですが、問題なく経過したということでちょっと割愛したのですが、答弁いただいたので、こういうことであります。

それで、今度は再質問になるのですが、つつがなく大変な中やっていたのですが、最近になってちょっと1点気がかりなことが聞こえてきたのは、今年確定申告というのが例年どおりあったのですが、税務署が大変やっぱり一気に人が来るところもあったのでしょうか。税金の確定申告任期が延長されて、結果、確定申告の申告が後ろ倒しになってきたと、それに連動して町にも前年度所得の通知が流れてくるような部分があったのかと思われるのですが、最近、後期高齢者医療算出の時期だということで、前年の確定申告されている方の所得が来ていないので、至急教えるようにという通知が、そのような方に発せられたみたいなのです。その人たちにしてみれば、通常の形で認められた形でちょっと遅れて申告した、その情報が町に流れるのが遅かったというところであって、所得の申告がされていないから至急申告してみてくださいというような内容の通知が出されてしまったようですが、その辺の経緯は分かるでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

税務課のほうでは、特に申告が遅れて、税務署のほうから報告が遅れているということは確認、聞いたことはちょっとございません。今住民税の納税通知等を準備して発送させてもらいましたけれども、特にそのような内容は確認しておりません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 後期高齢者の税金を算定する基礎となる前年所得が役場に届いていない。ですから、確定申告が済んでいないのではないかという文面の書類が出されたという事実です。だから、税務署がそういう体制を取ったということが町でも把握できていれば、そのような文書は発せられなくもよかったのではないかと、そのような文書を受け取った人は、戸惑いと同時にあれどうしてしまったのだろうという、ちょっと気分があまりよくなかったみたいなのです。そのようなところをちょっとお聞きしているのですけれども、それはもう発せられたみたいなので、その辺のところはどうだったのかなという質問なのです。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんのご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療に関する申告の通知でございますが、当課が所管してございますが、今担当のほうで調べているところでございますので、いましばらくお待ちください。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 自分としてもそのような話を聞いて、もうその人は税理士を通じて申告されているので、税理士にその問題を返して、税理士のほうが町と話をしたのだよということは聞いているので、ちょっと調べられることなのだと思いますけれども、今届いた中で分かりますか。待ちますか、次に行きましょうか。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

税申告のお願いにつきましては、確かに6月9日付で町民生活課長が差出人として12名の方にお送りしてございます。これにつきましては、まだ未申告ということで、その税務署の申告が延長されたことを十

分配慮しなかったことがございますので、今後、これらのことにつきましては、配慮を踏まえて通知するように心がけます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 全くそのとおりだったと思います。税務署がそのような体制を取って、税務署の通達ミスなのか、そのようなことが発生してしまいまして、何だよ、ふざけるなよというような形で自分のところには伝わってまいりました。そのようなところなので、十分このような混乱の中ではありますけれども、注意していただくということをお願いいたします。副町長にはそのほかのところの答弁で自分は理解いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

そんな中で、次に再質問をさせていただきます。新型コロナの医療体制の中、この地域に3か所PCR検査等できる体制を取っているところがあると紹介いただきましたが、名称は非公表ということに今お聞きしました。なぜ非公表なのでしょう。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

医療機関の名称、所在地は、非公表とされている件でございますけれども、これは公表された場合に患者が多数受診を受けて医療の負担が増大するというようなことが懸念されることから、非公表とされております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 今の説明の公表されると、その医療機関に患者が増えるのでしょうか。多数増えると今おっしゃられたけれども、逆なのではないのかなという気が少しするのですけれども、俺も検査してくれ、私も検査してくれで増えるという、こういう見解でしょうか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

まず1点は、そうした私も検査を受けたいと、そういったことで検査目当ての患者が増える、またそうした検査ができるような医療体制が整っている医療機関ということで、そうしたことから患者が増えるというようなことが懸念されるものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そんなに増えるでしょうか。そのために非公表というのはちょっとよく分からない部分があるのですけれども、今現実を見ると、次の質問にも関連するのですけれども、それを一生懸命やっている医療機関が患者さんが減ると、警戒されて患者さんが減るとというのが実際の流れで、その辺の配慮かなと思っていたのですけれども、ちょっと違う見解もあるのだなと思うのですけれども、やはりいかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

非公表につきましては、県、国で定めている内容でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そのようなご答弁いただくと、ちょっと分かりやすい部分もあります。そんな中において当町においては非公表なところですが、皆野病院が何かそれなりの対応を取られているような感じをお見受けいたして、そんな中であって医療看護体制というところですが、かかりつけ医に行ってくれというご答弁でしたけれども、かかりつけ医がない場合はどうしたらいいでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

まず、近くの医療機関、秩父地域の医療機関であれば、先ほど答弁したような対応が取られておりますので、お近くの医療機関にご相談していただくということがよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 当町あたりにおいては、そうすると非公表ではあるけれども、近くの医療機関ということで例えば皆野病院とか、そういうところに直接行くような形でもいいということではよろしいでしょうか。何かちょっと前までは、とにかくかかりつけ医だ、保健所だとかいって、そこがなかなか対応がうまくいっていなかったようだから、その辺の非常にもしなったとき、自分に熱が出たとき、皆さんが思っているときにおいて、そうするとそういうことでご答弁いただいたので、そのようにどうしたらいいかなんていう心配も皆さんされているので、そのような方向でよろしいでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

そのような対応でお願いしたいと思います。さらに、答弁の中でも申し上げましたけれども、濃厚接触の疑いがあるような、そういった場合には事前に保健所等に電話連絡等をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それで、その2項目で町のバックアップの用意はということでご答弁いただきましたけれども、その体制の中であって、看護に当たってくださる医療スタッフがちょっと自分たちが、その方々たちが住むための場所の補助というような目的で、今回町として用意されたものが、準備されたものが金額にして、宿泊のための手当のようなものがあるとお聞きしました。もう一度その辺のところをお願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

まず、予算につきましては、専決の2号補正に盛り込まれております。金額的には120万円の予算計上でございます。先ほどの答弁と内容はダブりますが、新型コロナウイルスの感染症の受入れを行っている医療機関が非常に負担が大きくなっているといったことからのその医療機関に対する町独自の支援策でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 先ほどからの答弁とこの辺がちょっと絡んでくるのですが、結局県のほうも非公表で進めると、そうするとやっぱり風評被害的なもので、現実、医療機関が大変になるという部分

がある。そうすると、町としてもできる限りのバックアップをしていただきたいところではありますが、実際皆野病院においては既にその体制が取られて、宿泊施設ももういつでもその体制に入れるように確保してあって、それを健康福祉課長と病院の倉林事務長はもともとの糖尿病あたりのネットワークを通じて確認されていらっしゃるようですけれども、既に皆野病院はそのようなホテルなり宿泊施設を用意されていると、その金額もご存じですか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

5月4日から、秩父市内の宿泊施設を確保しているということで、既に宿泊もされているようです。金額につきましてもお聞きしております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 綿密に連絡を取っていただいているみたいで、ちなみに5月で既に70万円を超える宿泊費が発生しているという話も伺っております。ですから、120万円というできる限りのところという見方もあるでしょうけれども、この地域では、産科医療を非常に熱意、広域が一丸となってバックアップをしているわけですが、コロナについても産科医療と同等のバックアップ体制を今後もぜひ構築してもらいたいと思うところなので、その辺の見解をよろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

まず、国の第二次補正予算の中で、新型コロナウイルス感染症の対応医療機関に対して、いろいろと用意がされているようです。皆野町につきましては、この医療従事者の宿泊費の支援としているところですが、相談等があればお聞きをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） その方向でとにかく現実、病院は今どこの病院でも人が減っているところで、いろいろそのほかにおいても大変なわけなのです。ぜひいろいろこれからもこのコロナがどうもまだ持続してしまうわけなので、頑張ってくださいよろしく願いいたします。

質問の2項目に入ります。再質問をいたします。コロナの持続性ということを考えまして、教育次長からGIGAスクール構想にのっとってハードもソフトも速やかに整えていくという話を答弁をいただきました。前回の質問のとき教育長から、Society5.0の時代に今入っていくのだという難しい話をして、難しくも何かそういう重みのある話をしていただきましたが、その中において今皆野町はまだSociety4.0なのですかというのに対して、Society5.0に突き進んでおりますというような話をいただきました。皮肉にもこのコロナがそのようなAIを加速させる結果となっております。その辺のところの特に私立の学校などにおいては、既にそのAI授業が整ってどんどん先行しているというのも見かけます。そのようなところから、町としての意気込みを再度お聞きしたいところでもあります。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどのGIGAスクールの構想、これは去年そのような話で始まってきているものでございます。児童生徒1人1台タブレットパソコンを使ってもらえるというものでございます。この後のまた専決処分補

正予算にも出てきますけれども、また今年中を目標にネットワーク環境やコンピューター1人1台の導入をしていきたいということでございます。本来であれば令和2年度から4年間にわたって整備するという予定でございましたが、国のほうで今回のコロナウイルスの関係での在宅学習とか、そういうことも鑑みまして、加速的に進めていくという、前倒していくということで、今年度児童生徒数のタブレットを用意していくということでございます。また、今現在、タブレットがまだ来ていない状況ではございますが、また第2波、第3波が来て、休業、またオンライン授業ということも起こり得ると考えますけれども、今現在、ご家庭にあるパソコン、それからインターネット環境、その状況がどうということかというところのアンケート調査を今行っております。またその結果では、用意できないタブレットの前にパソコンなりネットにつながるルーターとかを用意するような考えもでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） Society5.0、AIと共存する世界、その世界で日本というか、その世界をリードする子供たちを積極的に育てるという構想を前回お聞きいたしました。今、前倒しでその辺を進めるというようなご答弁でありましたけれども、国の予算を前倒しというのは、国の予算を待ってやりますか。何か例えばマレットゴルフでもとめて、それをやりますか。前倒し、どのように前倒ししますか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

この後の予算関係にも補助金の歳入とか出てきます。また、多くの台数を購入することもございますので、また用意するタブレットパソコンのスペックなり内容なりも選定していきたいと思っておりますので、その辺慎重に計画をして、早めな配置をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それは、気持ちというか、意欲であって、どのように予算をつけて前倒すか、前倒すためには何かをやる、それには予算が要る。国の予算を待ったのでは、それは前倒しではない、皆野町はそこに突き進むというご答弁もされていて、それは自分としてはいいではないというところなので、ぜひ前倒しでいいので、その前倒しをどのような体制でやっていかれるかなという、その辺のところがお聞きできればというところであります。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

前倒し予算ということですが、教育委員会のほうとしますと、教育委員会予算の範囲で行うということになりますので、また町の全体予算の中とのバランスとなりますと、ちょっと教育委員会だけというわけではいかなくなると思っておりますが、また教育委員会のほうとしてもできるだけ予算のほうの有効に使えるように、また考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 自分としては、前倒しを支持するわけであります。ぜひ執行部の皆さん、今いろいろな議論があったのですけれども、そのような中で自分としては前倒し、教育のその辺の前倒しをいいのではないかなと思っているので、捻出できるものにはぜひご理解、ご協力をいただいてやっていって

ただけたらと思います。町長、副町長あたり、ご意見いただけますか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 学校教育に関することでももちろん必要ということになれば、当然考えていきたいと考えております。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 前倒しです。とにかく第2波、第3波がまた予想されるという発言もあるわけで、実際分らないですから、そうなる可能性があります。また学校が閉ざされる可能性があります。その辺の準備は、いずれにしてもA I社会、Society5.0に入っていくわけなので、その辺のところを含めて先行できるように、頑張っていってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時15分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、教育長、体調不良のために退席しておりますので、ご報告いたします。

○議長（若林光雄議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

全世界を襲っている新型コロナウイルス感染は、6月15日現在、世界で死者は43万人に上っています。5月25日、緊急事態宣言は解除されましたが、経済、社会活動の再開は、感染抑止をしながら少しずつ進めていかなければなりません。また、感染の第2、第3波への備えが必要です。この間日本は、構造改革のかけ声の下、医療費削減政策が続けられ、急性期のベッド数を減らし、公立公的病院を統廃合し、全国の保健所を半分近くに減らしてきました。このことが今コロナ危機の下で、脆弱な医療体制が浮き彫りになりました。働く人たちの雇用は、規制緩和を続け、使い捨て労働を広げ、人間らしく働くルールを壊してきました。コロナ危機の下で、派遣やパートで働く人々が雇い止めという形で職を失っています。今こそ社会保障、福祉切り捨ての路線を変え、社会保障、福祉に手厚い国にすること、人間らしい労働のルールをしっかりとつくり上げていくことが求められていると思います。また、医療や介護に必要な物資、食料、エネルギーなど、海外に頼ってきた経済の在り方をこの機会に見直すべきではないでしょうか。人間の命にとって必要不可欠なものは自分の国でつくる、そのような経済への転換が求められていると思います。

3月から一斉休校が続いた小中学校は、やっと6月から授業が再開されました。長期休校で子供たちの

学習の遅れが心配される場所ですが、子供の多くが不安やストレスを抱えての登校ではないでしょうか。小学校高学年は、7月いっぱい授業が行われると聞きましたが、どうか一人一人の子供に寄り添い、心のケアに取り組む教育にも力を注いでほしいと思います。

さて、町内では3月以降、自粛要請により仕事がなくなり、持続化給付金の申請をしたがいまだに支給されないと話す事業者、店を開けておくとお客を呼んでしまうと、一定期間自ら店を閉めたラーメン店、飲食店では3月から4月は宴会が多い時期なのに、団体客は激減、キャンセルが相次いだと聞きました。テイクアウト商品を考えたりと、大変な状況が続いています。この間、町の事業者、商店主、住民の皆さんのお話を聞き、コロナ対策を求め要望書を提出し、皆さんの声を町政へ届けてきました。さらに、この一般質問でもコロナ対策について、町民、事業者の声を届けたいと思います。

それでは、質問に入ります。1つ目は、新型コロナウイルス感染に対する町の取組についてです。①は、地域の医療機関や介護施設に対し、町としてどのような支援を行っていきますか。

②は、国が実施している持続化給付金の対象にならないもので、新型コロナウイルスの影響を受けている町の事業者に対して、給付金の支援をする考えはありますか。

③は、緊急事態宣言が解除されても、すぐに今までの生活に戻るわけではありません。町民、中小企業、個人事業主の不安や相談に対応するための専門の相談窓口を設置する考えをお聞きます。

大きな2つ目は、加齢性難聴者への補聴器支援をです。加齢性難聴は、70歳以上の半数になると言われています。早めに補聴器を使うことでコミュニケーションを支え、脳への刺激を維持することが可能です。しかし、補聴器はほかの補装具に比べかなり高額であり、公的な支援が欠かせません。難聴で困っている人が多い高齢者への補助制度をスタートさせていただきたい。その考えをお聞きます。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 5番、常山議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

私からは、1番、新型コロナウイルス感染に対する町の取組についての③、町民、中小企業、個人事業主に対する専門の相談窓口の設置の考えの有無についてお答えします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急対策の経済対策における特別定額給付金1人10万円の給付は総務課で、児童手当受給の子供1人1万円の給付は健康福祉課で、生活資金特例貸付は町社会福祉協議会で、中小企業、個人事業者、商店に対する融資や支援金給付をはじめとする各種の支援事務は産業観光課で進めています。特に中小企業、個人事業者に対する支援は、所管である産業観光課においてスピーディーに対応しているところでございます。相談を待つのではなく町から事業者等にアプローチし、情報の提供や支援制度の周知や手続などを説明するなど、商工会事務局とも連携し、きめ細かな迅速な対応をしております。なお、気軽に相談できるように各種支援事業のパンフレットや説明資料においても担当窓口を明記しております。

常山議員さんからの総合窓口の設置をしてはとの趣旨も理解できますが、このような対応を行っておりますので、不都合はなく、支障もない状態ですので、あえて専門相談窓口の設置は考えておりません。なお、苦情また要望等もないと聞いております。引き続き感染拡大防止策、金融支援、各種生活支援、経済再生支援、健康支援、学習支援など、各担当において丁寧に分かりやすく、またタイムリーな対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんから通告のありました一般質問通告書に基づき、順次お答えいたします。

初めに、質問事項1、新型コロナウイルス感染に対する町の取組についてのうち、1点目の地域の医療機関や介護施設に対する町の支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が発生して以来、当町でも様々な取組をしてきました。国や県から発出される新型コロナウイルス感染症に関する情報提供、またマスクや消毒液については、国や県、町への寄贈品を含め、町を經由して介護事業所や障害者福祉施設等へ配布しております。マスクについては約4万枚、消毒液は約75リットルでございます。国の第二次補正予算の中で医療機関に対する各種の支援施策が予定されておりますが、皆野町では独自施策として、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている医療機関の負担軽減のため、医療従事者の宿泊費の助成制度を設け、支援を行います。

次に、質問事項2、加齢性難聴者への補聴器支援についてお答えいたします。現在、当町における補聴器の購入に対する支援制度については、身体障害者福祉サービスに係る補装具費と難聴の児童に対する助成制度がございます。補聴器については、数万円のものから数十万円のものまで、機能や形によっても大きな差があるようです。本人の聴覚の状態に合った補聴器を選ぶには、専門の医師に受診をしていただく必要がありますので、身体障害者手帳の取得を検討していただきたいと思っております。今のところ、町独自での支援については考えておりませんが、他の自治体の状況等を含め研究してまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんから通告がありました質問事項1、新型コロナウイルス感染に対する町の取組の②、国が実施している持続化給付金の対象にならないもので、新型コロナウイルスの影響を受けている町の事業者に対して、給付金の支援をする考えはありますかについてお答えします。

町では、国の持続化給付金の対象にならない町内の中小企業者、個人事業主に対して給付金の支援をする考えがあり、皆野町中小企業者応援給付金交付要綱を制定しました。交付要綱の制定に当たっては、一定の基準をつくらせていただいております。町内の中小企業者、個人事業主で新型コロナウイルスの影響により今年の1月から6月までの売上げが前年同月比で15%以上50%未満減少した月があり、国の持続化給付金の対象外である場合などが支給要件となります。給付金額は、昨年1年間の売上げからの減少分を上限として、最高10万円を支給するものです。この制度内容については、将来の中小企業者、個人事業主などに対しまして、皆様からお問合せの多い中小企業、個人事業者向けの支援制度の情報をまとめたみな企業支援かわら版などで情報提供をしております。なお、既に給付金の申請の受付は始まっておりまして、6月16日現在、4件受付をしております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それぞれ答弁をいただきましたので、順番に再質問を行ってまいります。まず1番目のコロナ対策の①、地域の医療機関や介護施設に対する支援の件で、まず初めに質問とはちょっと違

うのですけれども、先ほどの小杉議員の答弁で分かったのですけれども、これからもコロナ対策、もし自分がなったときどうしたらいいのか、多くの人が心配されています。ある程度健康福祉課の課長に答弁をいただいたので、分かりましたけれども、ぜひ町はこれからも医療機関としっかりと連携を取っていただいて、町民が不安なく生活できるようにしていただきたいと思います。

そして、まず1番目の、私はこの間の町の5か所の介護施設、それから事業所、そこで介護現場の状況を聞いてきました。どの施設もとにかく介護崩壊を起こさないようにと大変な神経を使っているということです。まずは職員の健康管理、それを気をつけ、感染予防対策を事業所独自で考えて実行しているところもありました。介護現場で働く職員は、本当に今まで以上に仕事が増えて、例えば利用者の検温や消毒、それから使っている機械類だとか設備のものなんかの消毒なども、本当に体力的にも大変だという話をしていました。また、自分が感染源になってはいけないというストレスを抱えて働いているそうです。利用者の送迎も車で、車の中なのですが、窓を開けていても密になってしまうのではないかとという心配も抱えているという話を聞きました。利用者の人は、5月中は休む人も多少ありましたが、6月になって利用する人が戻ってきているので、極端な減収はない、それで何とかやっているのだということでした。そして、先ほどの支援にもありましたが、町や県、国から物品の支援が来ているという事業所もありましたが、マスク、消毒液、体温計など、支援を要望しているところもあります。また、第2、第3波への感染対策を考えて、ある程度の備蓄が必要だと話しています。

また、町で開業している歯科医院の話も聞きました。患者が減り、多少の減収はあるのですけれども、マスクなどは医師会だとかいろんなところからも来ていて、取りあえずは大丈夫だという話や職員で工夫してフェースシールドですか、それなども作成して、患者さんとの対応に頑張っているということでした。そして、これからの診療、つまり診察をするときに、特に歯科医院なんかでは飛沫、唾が出る、飛ぶ、そういうのを防ぐような、さらに進んだ設備を設置することも考えていかなければならないということも歯医者さんは言っていました。そういう資金が町の支援で少しでも支援をしていただけたらいいなということをお話されていました。

話はあれなのですが、国会では第二次補正予算が成立しました。第一次補正予算の地方創生臨時交付金活用で、みなのおんげパッケージがつくられました。第二次補正予算では、この臨時交付金が2兆円と、倍になっての規模になっています。各自自治体が使える交付金はどの程度になるのか、まだこれからだと思いますが、次の交付金を活用して町の介護事業を担っている施設、事業所、また町の医療機関が安心してそれぞれの事業が行えるように、町がしっかりと支援をしていく必要があると思いますが、その考えについてはどうでしょう。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

国の第二次補正予算の中に盛り込まれる交付金でございますけれども、活用がどういうふうに行えるのか注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひしっかりとそういう交付金の精査をして、そして使えるものは使うと、そういうしっかりと対応をしていただきたいと思います。

2番目の質問につきましては、今産業観光課長から答弁があったのですが、5月25日の全員協議会での

質問で、みなへの応援パッケージの中に給付支援が盛り込まれていました。15%以上50%未満の前年より収入が落ちている事業者に対する支援、こういう支援ができて本当によかったと思いますが、ぜひ簡単な手続でスピード感を持って対応していただきたいと思います。そして、全ての減収した事業者に支援が行き渡るように要望しておきます。

次の相談窓口の設置についてですが、皆さんしっかりと対応していただいているということですが、緊急事態宣言が解除されても、本当にまだ町民の不安とか困り事はすぐに解決されるわけではないのです。コロナ対策に対する国保、後期高齢者保険の支援、税金関係などいろいろな支援制度、申請の手続があります。また、健康面についても様々な相談が出てくるのではないのでしょうか。そういう相談窓口で対応する職員が、内容によってどこの窓口に行ってもらおうか、スムーズな流れが出てくると思うのです。また、本当にじっくりと相談に乗ってあげられる、そういうことが必要なのではないかと思います。町民に寄り添う町政がこれからますます求められていきますが、そのようなことから相談窓口の設置について再度、副町長ですか、誰かお答え願えればと思います。

○議長（若林光雄議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 5番、常山議員さんの再質問にお答えします。

総合相談窓口、専門相談窓口の設置をすべきということではありますが、先ほど私が現状、現実の状況をお話し、深刻な支障もないと、またそのような困ったという声も聞こえないということから、あえて専門窓口をつくっても、それでは税金のことは税務課へ行ってくださいと、また企業支援については産業観光課でと、そういうことでワンクッションというのかな、多く増えるような形も考えられますので、窓口の全職員において、そのような問いかけがあったら、その内容によってどこの課に行ってくださいという案内を懇切丁寧に、また先ほど申したように適格な、迅速な対応に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 設置はしないということなのだそうです、例えばこの10万円の給付についても、様々な私のところにも困ったということの話が来ました。そういうところを役場の職員さんが本当に親身になって、個人個人の対応というのも難しいところもありますが、やはりそういうのをしていただければ本当にその人も、町は私の意見も聞いてくれるのだ、相談に乗ってもらえるのだという安心感がありますので、ぜひこれから専門にここに窓口をつくるかではなくても、そういう窓口がありますと、ですから誰かに、退職されたそういう町の事業を知っていらっしゃる職員さんでもいいと思うのですが、1人置いて、そして対応していただく、そういうことが求められるのではないかなということでは私に質問をしました。ですから、これからまだ第2波、第3波と、そういうおそれもありますので、これからも町民に寄り添う、町民の本当に相談相手になってくれるような窓口、そういうのを要望しておきますので、ぜひ次も考えていただきたいと思います。

そして、次の難聴者への補聴器支援についてなのですが、町独自では考えていないと、そういう答弁がありました。先ほどそういう課長からの答弁の中で、私も障害者総合支援法というのがあると本で読んだのですが、それには補装具費支給制度というのがあって、例えば補聴器を買う場合は原則1割負担、それが行われていると、でも本当にそれは対象は限定的で、両耳の聴力が70デシベル以上でないと聞こえない人だと、先ほど言った身体障害者と言っていいのかどうか分かりませんが、高度、重度の難聴者だけなのです。このWHO、今よく出てきますが、世界保健機関では41デシベルから補聴器を勧めているのです。

つまり26から40デシベルは軽度、そして41から60デシベルは中度難聴で補聴器を常時使用することになっているということです。しかし、現在日本は、国での補助制度がないのです。いろんな自治体でも独自の補助制度を行って、そういう自治体が少しずつですが広がっているのです。そして、先ほども課長が言いましたように、本当に補聴器が一番高いものでも両耳で60万円以上、よくチラシが入ってきます。私もこの間この質問するので、いつも見ているのですけれども、本当に安いものでも30万円以上するのです。収入が少なくなっていく高齢者だとか、年金生活の方々にとってはかなりの負担です。難聴になると、人とのコミュニケーションがうまく取れなくなります。みんなの会話に入っていけないなど、そうした状態が続くようになると、次第に地域の集まり、外出することが面倒になって、家の中に引き籠もってしまう、そうしたことを少しでも防ぐために、補聴器をつけていくことによって脳の刺激を保ち、いつまでも元気に生活できるようになるのではないのでしょうか。そうした観点をぜひ考えていただいて、どうですか、もう一度答弁お願いできませんか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

他の自治体の状況等もいろいろ調べてみまして、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ高齢者への支援として、その補助を行っていただきたい。ぜひほかの自治体の状況もということですが、さらに検討していただきたいと思います。

それをお願いいたしまして、私の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 次に、9番、林豊議員の質問を許します。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。それでは、一般質問をさせていただきたいと思いますが、3月議会から3か月あまりたつ間にあまりにも劇的にいろんなことが起きまして、一般質問ということなのですけれども、3項目というよりは、実際に私自身は2項目ぐらいでいいかなと思って書いてみたのですが、とにかくいろんなことがあり過ぎてしまって、質問したいことがたくさんあり過ぎてあまりにもまとまりがつかないので、ご容赦いただきたいところもありますが、お願いすることは恐らく2つ、3つに収束すると思いますので、その点をしっかりやっていただきたいなということをまずをお願いをしておきますが、その前に、この間まさか前議会のときにも兆候は見えていたのですけれども、これほど大きな出来事になるとは思いもよらないことがありまして、そんな中で町におかれましては、これは非常に素晴らしいことがあったことも確かです。多分今でも多くないと思うのですけれども、給食費を今年度末までいち早く無償にするということが新聞に載りまして、これは本当に素晴らしいことだなど。埼玉県下においても無償でやっているところありますから、そういったところを除いても、それから全国的に見ても早い段階でそれを行えたということは非常に素晴らしいことだったのですが、1点ちょっとあれだったのは、議会に話がなかったということはありましたけれども、それでもやはりスピーディーにそういう話ができたと

うのはすばらしいことだなというふうに思いました。

ただ、あと逆のことももちろんたくさんある、たくさんというか、幾つかあるわけで、その中でも一つお願いといたしますか、言いたいのは、今回、議事録と一緒に配布されたのですけれども、今日の行政報告の中で町長が取り上げたのですけれども、教育委員会の事務執行に対する点検評価報告書、これすごいものなのです。46ページ、いろんなことの項目にわたり事細かに書いてあるのですけれども、それでもこれはどうなのかなと、それから抜けている部分もあるなということがあったのですが、これ令和2年3月になっていますから、3月議会に間に合わせろとは言わないまでも、4月、5月の段階で議員に配付していただければ今回の一般質問に十分間に合ったので、そういった配慮があればなと思います。この後の一般質問の項目の中にも関わる部分がありますので、それら引用させていただきたいと思います。3月って書いてあるのですから、せめて2か月遅れぐらいでは各議員のほうへ配布いただきたいということをお願いしたいと思います。

ともかく皆野町、秩父郡市においては、同じ埼玉県であっても国、県の規制が行われている中でも幸いなことに感染者も出ず、それから実際問題としてそう深刻な状況、雰囲気ですけれども、この雰囲気として深刻な状況にならなかったというのは、テレビでやっている東京とか都会の様子が夢のような感じとも思えるような状況ではありました。これは逆に世界の、特にアメリカなんかの状況を日本において見ているのと似たようなところがあるかと思います。だから、何となくこれから規制が解けて、さあこれからだという感じが非常に緩みがちになりかねないなというのが大きな不安に感じます。

また、今の2議員の一般質問の答弁の中で、これは副町長に恨みがあるわけではないのですけれども、副町長の答弁がいつも苦情はなかった、うまくやったということ、それはそのとおりだと思うのですけれども、苦情がなかったということは必ずしもいいことではないのです。届いていないということが現実なのです。苦情がなかったというのではなくて各議員、前の2人の議員のところにはそれなりにあったから、一般質問出たのだらうし、実際には私のところにもあるから、この3項目めに、先ほど言いました私の感じではないのだけれどもというのを、給付金の順番の話なのですけれども、これなんか私なんか全然そんなことも感じなかったし、結構ちゃっちゃとやられたので、全然問題ないなと思ったのですけれども、それでもそういうことを感じる方がいるので、ぜひ職員の方々にお願いしたいのですが、進んで苦情を受けろというわけではないのだけれども、先ほど町民に寄り添ってという言葉があったとおり、そういう形で、ないにこしたことはないのだけれども、でもこれって大丈夫なのかなってちょっと疑うという部分もあっていいのではないかなということがありますので、その辺のことを細心の注意をいただきたいなという気がします。ともかくこの今現状においては、本当に世界的に見てすごいことが起こっているのです。何となく秩父郡市は平和でいるのだけれども、実際には本当にすごいことが起きているので、それらを背景において、これからどういうふうにやっていったらいいかということについて、お伺いを幾つか入れたいと思います。

まず、それでは1項目めということで、質問事項のほうにはwithコロナとなる今後の生活の中でも、既設の諸施設の存廃についてというふうに書かれております。私のほうのこの内容についてですが、とにかくコロナの関連で、これちょうど緊急事態宣言の中で書いていきましたので、規制において使われない、使えない施設、町内の諸施設がありました。総合センターをはじめプール、長生荘、そういったものが使えない、使わないという状態に置かれたわけですが、これらの諸施設の中で総合センターであるとかプールは、ある意味かなりの老朽施設の部類に入るかと思います。これらの施設、老朽施設について存続を再

検討して、もし必要であるならば建て替えるなり、必要ないならば廃止するなりという検討を行ったかどうかというのが大まかな質問ですが、そういった検討をなさる気持ちがあるか、これが大きな質問です。その中で具体的なものとして上げているのが温水プールです。温水プールは、平成3年に出来上がって、今年でもう30年、ざっとでなくちゃんと数えたところで28年目に入ることになるのですか。ここを10年間振り返ってみれば、大きな修理項目がそれこそ何回も入っています。温水プールをなぜ皆野町でつくったのか、どういう趣旨で設けて、それからこれが流れてきたのかということ、よく分かりません。教育長に今回お願いをしたのですが、今所管が教育委員会ですので、仕方がないのですが、どうして皆野町が温水プールを持つことになったのか、そしてこの30年間の経緯、これらをちょっと振り返ってみてくれというふうにお願ひしました。出てきてお願ひした書類の中に経費と、それから収入、いわゆる負担などのあれを見ますと、教育委員会で調べた状況では平成17年度からのいわゆる収入、歳出歳入が出ていると、ざっくり言ってその年度からですと、毎年約2,000万円のいわゆる持ち出しになっています。ざっと見てもこの10年間で約2億円、その前に十五、六年あるわけですから、どんなにお金使ってしまったのかなというようなことがあります。そのお金を使って一体何をしてきたのか、少なくともこの10年において、石木戸町長においてはこの温水プールにどのようなことを期待したのか、その事業が今後ともやっていくべき事業なのかということをもし所感があるのであれば伺いたいと思います。少なくとも今年度予算においても恐らく数千万円、3,000万円以上の持ち出しがもう予算上に出ています。それだけのことをかけてやるべきことなのか。現状においては、一応コロナも一段落着いたように見えます。だけれども、それだけのお金を投入して、この状況の中でやる事業なのか、それをお聞きしたいと思います。

ちなみに、6月1日から規制が解除されまして、温水プール、営業が始まっています。今朝、資料いただきまして、今月に入って15日間、延べで六百二十何人の来場があったと言いますが、ざっと見たところでは半月で620人ということは一月で1,200人、ランニングコストは予算上は5,000万円ですけれども、実際にあの温水プールを営業するにかかる金がどれぐらいかかるか分かりませんが、1,200万円としても1人頭1日1万円ずつかけているということなのです。そういう事業を継続していく理由があるのかなということ、もちろんそれ以外にもコロナに関していうと、ちょっと危ないなと思うのがお風呂です。長生荘のお風呂であるとか、そういったものについて、これらも随分もう古くなっている施設ですから、この際再検討すべきことに入ってくるのではないかなというふうに考えますので、それらについてまずいろんな諸施設について検討する考えがあるかということ、そしてその中の一つとして、温水プールについてどう考えるかということをお聞きしたいと思います。これが第1項目めです。

次に、2項目ですが、これ前回は公共交通について質問しまして、それらの答弁の中で幾つか気になる点がありましたので、いろんな資料を調べていただきまして、その結果、質問したい事項になりました。前回の答弁のときに町長は、2つのことを、引っかけたことを発言いたしました。1つは、免許返納に関わってドア・ツー・ドアで行くのが一番便利なので、そういう要望大きいので、免許を持って、高齢者であっても車で運転したいだろうと、全くそのとおりだと思います。私も多分そうだと思います。だから、技術的にも踏み違いの防止装置が出てきたので、免許返納が減るのではないかなというような発言もありました。確かにそうだなというところは、現実問題として私もそう思いました。警察とかいろんなところへ聞きましたところ、免許返納については特に推奨しているわけではない、なぜかといえば特に田舎においては実際問題の、町長言うとおりに足が必要な部分もあるし、それらに代わるようなもの、きちんと整備されない限りあまり推奨できるものではないというような答えがあって、それはそうだよなと、私自身も納

得したところではあります。

しかしながら、去年の池袋の事故で有名になってしまいましたけれども、高齢者の運転における交通事故、あれ1件であるわけではないのです。あの裏にたくさんある。一昨日もたしか学習塾が高齢者の交通事故でというから、バスの運転でもしたのかと思ったら、学習塾に突っ込んだのです。あれなんかも同種類の事故です。身の回りにおいても、私の母も80を超えまして、運転をしています。免許取ったのが昭和40年代ですから、もう前半ですので、運転歴でいうと本当に50年を超えて60年近いので、超ベテランですし、実際問題としては大変上手ですが、それでも不安を言うようになりました、ここ数年。近隣でももう免許返納して、車も売ってしまったよという人が結構います。それらを考えたときに、町長の言うことを私は本当に理解できますし、そのとおりだと思うのだけれども、実際高齢者の運転ということになると、パーフェクトな完璧な自動運転でもできない限り、80歳を超えた人たちの運転というのは本当に現状では危ないなということのほうが多いと思います。だから、現状のいわゆる旧皆野、町長言うところの本町かいわいと本当に足がないのです。もう一つ町長が答弁で言われた、路線バスを使って買い物に行ってください。あの後3月いっぱいですーパヤマブ閉店しました。ある意味唯一路線バスでお買い物行ける店がなくなりました。幸いというか、もともとそういう話だったというか、話がぐるぐる回って元に戻ったみたいなのですけども、ヤマブにおいては自分の自社製の製品とお土産物みたいなものについては、前に比べればかなり小規模になりましたが、店舗をオープンしています。正式なオープンはこれからということですが、もう実際に営業を始めています。いろいろ話を聞きますと、矢尾さんの跡地にこの夏オープン予定だったコンビニエンスストアが、どうも暗礁に乗り上げて分からなくなっているということなので、それではあまりにも寂しいからというような理由もあったようですが、オープンになりました。おかげさまで多少は明るくなったのですが、それでも真っ暗です。足についてなのですけども、足について言えば本町の足は本当に困っています。これからが町長ご存じかと思えますけれども、調べた内容なのですが、私は別に路線バスをやめろなんてことは、これまで一回も言ったこともないし、その必要もないと考えていました。プラス何らかのいわゆる町内といいますか、町内なんていうと本当怒られてしまうのですけれども、いわゆる町長言うところの本町、下田野を含めて、そういったところにもう少し安く手軽に使える交通機関ができないものかということでもいろいろ考えてきたのですが、その中で見たのは、意外に路線バスの利用者が減っているということです。それから、もっと意外だったのは、前回の答弁の中で路線バス、いわゆる町営バスに関して補助金が減って、要は足が出ているということです。足の出た状況で、かなり言い方は悪いですが、乗客の少ないバスが走っている、これを何とかしなければいけないのではないかというふう思うに至りました。一方、町長及び副町長というか、町側が言うところのお出かけタクシー、ベターなほうです。ベターなほうは、利用者がかなり逆に増えているというか、増えているというのはちょっと語弊がある部分もあるのですが、使っている利用状況結構あります。この資料を見ますと、地域が非常に特徴的なのです。日野沢地区と、それからいわゆる本町地区が突出しているのです。それはある意味では人口比というものもある、それは旧町ですから、人口比ということもあるでしょう。ただ、その他の地区、例えば三沢地区と日野沢地区を比べても、日野沢のほうが圧倒的に多いのです。なぜなのだろうなというふうなこともあるのですけれども、それはやはり地域的な部分、買い物に行ったりお医者さんに行ったりするのが三沢から皆野へ来るのと、やっぱり日野沢から皆野へ来るのでは随分違うのかなという部分があります。一概にどうだということはいえないのですが、逆に言うと皆野の地区で随分利用が増えているということは、これはお出かけタクシーはうまくやれるのではないかというふう考

えるところなのです。お出かけタクシーの皆野地域、いわゆる本町の人たちの使いづらいという点は、何といっても500円、つまり1,000円乗らないと使えないというところなのです。これを少し考えてもらえれば、もっとうまく使えていけるのではないかなというのが私のこの資料を見たときの感想です。

これについての質問なのですが、毎度言いますけれども、検討会を開きませんか。別に今言ったようにお出かけタクシーをやめろとか云々言っているわけではありません。便利なものをつくろうではないですか。ベターというのは、その上がまだあるのです。ベストに近づけようと、そうすることが今先ほど言った路線バスのほうの持ち出しをうまく調整して、もっと使いやすく安上がりでできるお出かけタクシーにすれば、もしかしたら路線バス要らなくなってしまうかもしれない。これは町長と一緒に、もう10年近く前になりますけれども、胎内市に視察に行ったではないですか。胎内市で言っていました。3,000万円かけて空のバス運転するのはばかばかしいから、もっとうまくやれないかということで考えて、使いやすい公共交通をつくったのだよ。どこまでやれるか分かりませんが、そういうことをやってみようではないですかという提案です。

2番目の質問、公共交通のことについて、今がベターだということであればベストを目指しましょう。ベターというのはまだ余地があるということですから、そこについて余地があるはずですから、何とか考えていただきたいということですが、お考えをお聞きしたいと思います。

3つ目、最後なのですが、一応私のほうの質問事項の中では給付金申請手續についてと、こう書いてあるのですが、先月の末、たしか20日前後だったと思うのですが、読売新聞埼玉版に町村、市も含めてだったと思いますが、いわゆる10万円の給付金の電子申請と、それからいわゆる郵便申請ですか、それについての給付状況を一覧にした表が出たのです。そんな中で秩父郡市で、秩父市は若干遅かったのですが、それと皆野が同じで、電子も、それから郵便も27日だったのです。そのとおりちゃんと行われました。私なんかもそのとおり頂きましたので、全く不満はありませんでしたが、その他の長瀬と、それから横瀬がもうその時点で給付中って出ているのです。小鹿野のほうは、ちょっとそこまでいってなかったと思うのですけれども、それでも片方どちらかが給付中になっていたのです。それを見たある方が私のところへ来て、何で皆野はこんなに遅いのだと、私は全然遅いと思わなかったのですけれども、18日に申請書をいただいで、18日にここへ持ってきて出して、1週間後である27日に出るよと言われたので、ああそうですかと言って、全然遅いとも何とも思わなかったのだけれども、そういうふうに見て感じる人もいるわけなのです。だから、最初にも言ったとおり、話が来ないから不満がないのだというふうに考えないでいただきたい。不満はあるのだけれども、不満が届かないのだと思ったほうがこういうときは特にかないかなと、それは都のほうで小さいマスクしている人が言っていたのではないですか。周りからいろいろ言っても、あの人だけがよく分からないで聞いているのと、あれと同じ状況に一部陥ってしまっている部分がありますので、そういったことに注意をしていただきたいなというような意味も込めて、この3番目の項目に入れたのですけれども、私自身思うのに決して皆野のほうの対応が不備があったとは思いませんが、二、三この申請について疑問に思ったのは、あれ各市町で違うのだと思うのですが、皆野町はぴりぴりって剥がすような方式にしたようだけれども、あれはどうしてなのですか。

それから、もう一つは免許証、何人かいると思うのですが、いろいろ身分証明をするときに免許証の裏と表をコピーしろって言われるのですが、何で表はともかくとして裏が必要なのか、この際お聞きしておきたいと思いますので、瑣末なことではあります、その点についてお聞きしたいと思います。恐らく先ほどの前の議員さんの質問の中、答弁の中でもあったかどうかよく分からないぐらいですから、申請に

ついでの不備というのはほとんどなかったかと思うのですが、こんなことがあったよ、気がついたよということもありましたら、併せてご答弁いただければありがたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 9番、林議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えいたします。

1番、withコロナとなる今後の生活の中での既存諸施設の存廃についてお答えをいたします。新型コロナウイルスで休止していた町の文化施設、体育施設の存廃を考えるべき時期だ。特に温水プールは、使命を終えたと考えるがどうかとのことですが、度々温水プールについては廃止すべきとの提言をいただいておりますが、この施設は子供から高齢者まで、多くの方が利用する町の体育施設の中でも極めて利用者が多い施設です。子供たちの水泳技能や体力の向上と中高年齢者の健康づくり、介護予防など、多様な効果が得られる施設であります。また、幼稚園、小中学校の水泳学習にも活用できる施設でもあります。林議員さんからの温水プールは閉館すべきとの意見とは平行線であり、閉館は全く考えていません。引き続き経費節減と多様な利用者の増加に取り組んでまいります。

2番、公共交通について、いつまでもベターではいけないとの質問にお答えをいたします。町内の公共交通については、度々ご質問をいただいておりますが、基本的な方針は変わりません。現状の秩父鉄道皆野、国神、金沢、日野沢地域の町営バス路線、三沢地区の民間バス路線を核にした公共交通網を存続し、その補完的な移送手段として、バス停から遠方の方は必要なときにすぐに使用できるお出かけタクシーが最も無駄なく合理的であると考えています。今は、70歳代ではほぼ全員が、80歳代の男女においても多くの方がマイカー運転者という実情ですので、新たなバス路線の開設は考えていません。現在の公共交通網プラスお出かけタクシーの形態が今の時代に合った無駄のない最も合理的なものであると言えますので、検討会なるものは考えておりません。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 9番、林議員さんから通告のありました質問事項3、給付金申請手続についてお答えをいたします。

特別定額給付金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的として実施されております。なぜ皆野町が郡内他市町と比べて遅くなっているのかのご質問ですが、申請書の発送につきましては、5月18日月曜日に町から郵便局へ持ち込み、順次郵送をしております。電子申請は、5月1日金曜日から申請受付を開始しております。給付金の初回支払いは、郵

送申請、電子申請ともに5月27日水曜日に実施いたしました。支払いが遅れた要因ですが、5月7日木曜日から5月24日日曜日までの間、職員の感染防止及び職員から感染者が発生した際の業務継続を目的として2交代制勤務を実施したことにより、給付事務に時間を要する結果となりました。この特別定額給付金事務は、速やかに給付金を支給するとともに確実に事務処理を行うことが求められております。2交代制勤務を実施していた中では、特に適正な事務処理に重点を置いたことから、結果的に支払いが遅れた一因であると考えております。

申請書の様式についてですが、郡内の4町については株式会社TKCに委託をしておりますので、同じ様式で対応をしております。また、免許証の裏面の添付ですけれども、結婚等により名前が変更になっている場合、住所等が変更になっている場合には裏面への記載がございます。こうした場合の本人確認のために、添付をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） それでは、再質問をさせていただきます。

簡単なほうの3項目めからさらさらとやりたいと思います。特に問題はないと思います。今の答弁で、私なんか文句が来たときには、こんなところだよと言っていますし、それに問題はなかったと思うのですが、2点ばかり、1点は、だったら免許証裏面白紙のときは要らないではないかと、今度同じようなことがあるときには、白紙の人でも要るのですかというようなことを言っただけで、その理由をきちんとやってもらえるといいなと要望したいことが一つ、それから今の総務課長の答弁の中にあつたように、前の小杉議員、常山議員の質問の中でも、業務を交代制にした支障が出ていなかったか、出ていませんというような答弁が副町長からありましたけれども、実際にはこういうことが出てくるわけです。ということだよ。今遅れたのは、半数でやったから手間がかかりましたということでしたから、直接的に、だから悪いではないかというわけではないのだけれども、そういう理由だったと思いますので、そういうこともありますよということです。だから、一概に何の問題もないのだよと言わないほうがいいかなというふうに私は思います。ということで3番目は了解いたしました。

1番目、2番目の町長の答弁に対してですけれども、町長も固いよね。岩盤だわな。1番目のプールについてですけれども、私が今回取り上げた、教育長にお願い、教育長に直接お願いしたわけではないのだけれども、教育委員会にお願いしたのは、何で皆野町が温水プールを持つことになったのかということ。今町長に対しては、10年間ですよ、この10年間、温水プールを維持、保持したことについてということについては、今の答弁になるかと思っておりますので、なるほどなというふうに思いますが、言われるほど人数多くないです。大体収入見れば分かるので、大体毎年券売のいわゆるプールの入場の費用から見ても、どう多く見ても町内外合わせて400人はいないと思います、これは子供から高齢者まで含めて。それでもってたくさんと言えるのかと。それから、これ今日の、先ほど言いましたけれども、教育委員会の評価報告書です。プールについて何て書いてあるか、9項目めの生涯スポーツのところを書いてあるのですけれども、魅力ある温水プールづくり、今魅力ないのか、今の石木戸町長が関わって10年間、ほとんど人数増えない、魅力ないのか、または魅力あるということまでしないといけない施設なのか、今の答弁とはある意味正反対のことを言っているわけです。お金は随分かかっている、先ほども言ったとおりです。ランニングコストだけでもそれだけかかっている。先ほどの計算、ランニングコスト1,200万円で考えたのです。今年の予算は5,000万円近くある。先ほどの話、タブレットをつなぐ、お金がない、教育次長言っ

たよね。お金がない、こっちでこんなにお金使っている、4,000万円以上、そっちへ回せばそっちがどんどん進むではない。これはマレットについてもそうです。マレットゴルフ発足36名、協会のこの名簿が私のところに届いていまして、皆野町だけではありません。秩父市、長瀬町含めて、いわゆる皆野のマレットゴルフ協会名簿36名というのが届いていますけれども、いろいろ何人かに話を聞いたら、書いてくれというから書いたよという人もいます。マレットゴルフについて今回誰も取り上げなかったけれども、何となく取り上げた人もいたけれども、不要不急という言い方ありました。マレットゴルフが不要とは、私はこの間の議会を通じても、不要とは必ずしも思いませんが、不急であることは間違いないのです、このコロナ禍の中。これはプールについてだって、温水プールだって同じだと思います。温水プールで、今民間では温水プールやスポーツクラブ始めていますけれども、彼らは当然始めますよ、そうでなかったら生きていけないのですから。しかし、公共の施設はやらなくてもいいのです。やらなくたって、止めておいたって、それで食っていけないわけではないのですから。もしかしたら、そこからコロナが広がる可能性だって全くないわけではないわけですから、特に長生荘のようなお風呂施設、高齢者が使います。非常に危険だと思います。起きてからでは遅いのです。だから、本当に安全が担保される、少なくともワクチンができた以降までは控えるべきだと私は思いますが、この点どう思うか、答弁をお願いしたいと思います。1項目めですから、よろしく願います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 温水プールについて、利用者が多くないということのようですけれども、私は子供たちが利用することはもちろんですが、一番申し上げたいのは、健康増進であるとか、あるいはハビリであるとか、あるいは障害を持っている人がそれを利用することによって、かなり体調も回復してきているというような報告も聞いておりまして、そうした金額的に表に表すことのできない部分もあるわけでごさいます、そうした点からも、何としても存続をさせたいし、そしてそういう方々は、早くこの施設が利用できるようにならないかなと、こんな心待ちでいたわけでごさいます、そうしたことからいいたしましても、やっと開放して利用していただけることになったということで、ほっとしておるところでごさいます。いわゆる公共の施設だから、利用しないでもいいのだという考え方だとすれば、これまた林議員とは平行線であります。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） それでは、この点については最後になると思いますけれども、もともとこのプールはそういう用途で造られていません。高齢者の健康面についてのプールというのは、そういうことで造られていません。これはもう20年来いろんなところでプールなんかで視察に行っているから、こんなことはもう町長とっくに知っていることだと思うのです。そういったものを別に造るべきなのです、必要であれば。だって30年方の施設をだましまし使っていたら、これはもういろんなところがたがくるし、不都合な点が多いのです。これでコロナの巣にでもなった日には、ならないことを願いますけれども、そのおそれが全くないわけではないのです。だから、何のために温水プールのような施設が欲しいのかということがしっかりしていれば、議員はもちろん町民からも理解が得られるのです。今のプールは、そういうものとしてつくったものではない。それを何とか存続するために、ああでもない、こうでもないってつくっているだけなのです。その割には塗装だけで1,800万円かけるとか、あれだって前回のときには、議会でそれが話が出たときはとんでもないというので、いろんなことを四方八方手を尽くして500万円前後まで節約できたのです。そういった事柄が少なくとも教育委員会のほうには記録として残っていなければ

いけない。それを見ればこれがありますよって分かるはず。また、何度も何度もいろんな改良の提案もしています、節約の。ソーラーだって、ソーラーパネルで電力を起こすにしろ、それからいまだに町では温水器の補助をしています。温水器使ったっていいわけです。そういった節約や何かに対する努力がほとんど見えない。ずっと私は不思議だなと思っているのは、私が議員になったばかりのとき、20年ぐらい前なのですけれども、まだ町長は同じ議員でしたし、そのときは前町長は設楽さんでしたけれども、さる議員が温水プールについての質問の中で、漏水事故というのがあったのです。管が外れてしまって、大部水を流してしまって、漏水事故の原因は何だったのか調査して議会に報告するように、当時教育長は茂木吾郎さんでした。分かりました。いまだに来ません。次の議会のときどうなのだろうと私は思っていましたけれども、答弁ありませんでした。ずっとありません。漏水事故の工事については、業者がちゃんとやりましたけれども、原因についての報告は結局いまだにありません。そういうことがあったりするのだよ。やっぱりやるのであれば本気でやらなくては。有り合わせのものをくっつけてやるのだったら、やらないほうがいいです。先ほどから何度も言うように、これはもう老朽施設なのです。だから、やるのだったら新しいのものを造ったほうがいい。プールについても、今びっくりするのは小学校のプールが暑くて使えない、それも対処しなければいけない。温水プールでは、とても対処できないと思います。どうするのということを教育長に聞こうかと思ったら、教育長いなくなってしまったので、それは次回のこれ、これに突っ込みどころいっぱいなので、これについての質問でじっくりやりたいと思いますけれども、そんなことがあるのです。もう次のことを考えたほうがいいのかと思います。平行線だということから、これは答え聞いても仕方がないので、次に行きたいと思います。

では、2番目の公共交通、これも平行線だということなのですが、町長言ったのは網の目ではないです。ざる以下です。だって、秩父鉄道と、それから西武バスと町営バス、ほとんど全く関係ないところのほうが多いくらいではないですか。それで公共交通だ。大体秩父鉄道、皆野町内で行き来に使う人はあまりいないと思います。補完できるか、補完できていないと思いますけれども、その辺の見解もあまりにも違い過ぎる。それは、町長、私とあなただけではいけないので、町民とあなた、町長、町との違いだとも思います。これも平行線だと町長本人が言うのですから、答弁はあまり期待できないので結構ですけれども、1項目めに挙げたコロナのことについて、ちょっとすり替えるようで申し訳ないのですが、このコロナの関係で行事なんかでもいろんなことが中止になりました。いい機会だと思います。いろんな行事についても、お金ばかりがかかって、当初の目的に観光とかその他もろもろの目的に合っていないような行事がたくさんあると思います。それらをこの際しっかりと見直して、真の実になる行事にしていくべきだなと思います。

教育委員会のことについては、本人様がいなくなってしまうので、また通告にもありませんから、次回にお楽しみということですが、予告を言っておけば、AIを活用していけば英語教育はほとんど多分要らなくなると思います。ということを予告しまして終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、新型コロナウイルス対応の緊急事態宣言が埼玉県においても5月25日解除となり、当町の小中学校もやっと6月から再開され、活気ある学校生活が取り戻されていると思います。新型肺炎コロナウイルスの感染症のその治療薬やワクチン開発がされていない、こういった不安と混乱の中、そして報道のパンデミックと言うべき異常事態が続いた3か月間であったと思います。新型コロナウイルスの恐怖心から、本来せきエチケットのマスク着用の推奨がマスクの着用がないと白眼視されるような状況も生まれ、また人と人との接触、七、八割の回避策としてテレワーク、オンライン授業、オンライン帰省、オンライン申請、そしてオンライン飲み会まで飛び出る社会現象にありました。しかし、高齢者や持病のある人以外は軽症で、検査で肺炎が確認されても、自然に治ると言われておりますし、既に感染した人は免疫を獲得し、今後の流行で重症化することがないとも言われております。また、高齢者や基礎疾患感染者等の致死率を下げるためにも、集中治療室やマンパワーを含む医療体制充実が指摘されております。幸いにも秩父地域での感染者はほとんど発生しておらず、今日を迎えられておりますが、2月26日、安倍首相が大規模イベントの2週間自粛を要請、翌日の2月27日、文科省の反対を押し切って法的根拠もなく安倍首相が全国一斉臨時休校を要請、また4月7日には都市部の感染者が急増し、医療崩壊の可能性が高まったとして、緊急事態宣言を埼玉県を含む7都府県に発令、16日には3月の3連休中に都市部から地方への感染拡大を招いた可能性がある。5月の大型連休に先立ち、各地域が所要の緊急事態措置が講じられるよう緊急事態宣言を全国に拡大しました。そして、5月4日には連休明けまでとしていた緊急事態宣言を感染者の減少は十分なレベルとは言えず、医療現場の苛酷状況に変わりはないとして、5月末まで延長、そして新たな感染者が減少したとして、5月25日までに全ての緊急事態宣言が解除となりました。新型コロナウイルス対策での大きな流れは、こうしたことであったと思います。この間、3密を避けるための外出自粛、営業の休業や自粛要請等々、地域経済をはじめ生活雇用にも大きな影響が及んでおります。緊急事態宣言発令に際し、強い危機感の下に雇用と生活は断じて守り抜いていくと安倍首相の決意が示されておりました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大に関連した解雇や雇い止めは、見込みを含めて6月12日の時点で2万4,660人と厚労省は昨日発表しておりました。また、総務省の4月の労働力調査によると、非正規労働者は2,019万人、昨年4月と比較して97万人の減少、下落幅は過去最大、そのほとんどが子育て世帯の女性を中心と発表しておりました。学校一斉休校、保育園や学童保育所の受入れ自粛、各種営業の中止や自粛等々によって、不安定で低賃金で立場の弱い非正規労働者を中心に雇用破壊が進んでおります。自粛要請は、休業補償、生活保障と一体ではなくてはなりません。生活困窮者にとって1回限りの特別定額給付金10万円では、暮らしは維持できません。継続的な支援が必要です。

6月12日、新型コロナウイルス感染症に対応する2020年度第二次補正予算が参議院本会議において可決成立しました。一般会計の歳出総額は、補正予算で過去最大の31.9兆円、4月30日に成立した新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策の第一次補正予算25.7兆円と合わせると57.6兆円、一部ばらまきの感はありますが、特別定額給付金、持続化給付金、雇用調整助成金の拡充、家賃支援給付金、自治体向けの地方創生臨時交付金など、緊急異常事態から国民の生活や雇用を守り、事業の維持、継続、また自治体支援に向けることは十分理解できますし、今日、申請の簡略化や給付の迅速性が求められております。しかし、予備費10兆円を含む57.6兆円全ての財源を国の借金である新規国債で賄い、そのほとんどが赤字国債であります。新型コロナウイルスの不安と脅威にさらされ、安倍政権の愚策も重なり、多くの国民に

犠牲が強いられている中、将来においても国民負担につながる赤字国債の最大発行であります。コロナ対策に係る費用を捻出するためなら、国債に頼るだけでなく高額な戦闘機や武器購入費、リニア新幹線など大型公共投資、2020年東京オリンピック等々、不要不急な政策を見直し、財源の確保に努めるべきであります。また、安倍首相がリーマンショック並みの経済危機、あるいは東日本大震災級の大災害が起こらない限り消費税10%は実施するとして強行した消費税増税、その半年足らずでコロナ禍の現状下、国民生活を守るために消費税率をすぐにも引き下げるべきであります。いずれにしましても、国民の命、健康、暮らしより経済効率性や行政改革、防衛費拡大を最優先してきた歴代の自民党政権、今回の新型コロナウイルス対策での保健所やPCR検査への対応、また医療体制の不備があらわとなり、過去の政策の失敗が明らかとなっております。いずれにしましても、新型コロナウイルス問題が早く収束し、平常な生活を取り戻し、健康で安心して働き、不安なく生活できる、そうした状況を目指しまして、通告に基づき質問を行います。

1項目の新型コロナウイルス対応と今後の行政運営についてであります。その(1)として、小中学校の臨時休校が実質3か月に及んでしまった経緯と主体性を持った今後の対応についてであります。私は、3月10日の3月議会の一般質問の中で、安倍首相が突如打ち出した3月2日から春休みまでの全国一斉休校要請に関連し、一方的な情報に惑わされることなく、事実に基づき冷静な判断の下、1つ目として、正常な学校運営の実現を早期に図っていただきたい、2つ目として、臨時休校に伴い臨時職員、4月からは会計年度任用職員ですが、の収入減にならないよう配慮と補償をきちんと行うよう要望させていただいた経過がございます。その後、皆野町におきましては、4月の新学期からの再開に向けて準備をし、スタートする予定でありましたが、4月7日の緊急事態宣言、埼玉県の緊急事態措置等により5月6日までの休校を延長、さらに5月末までの延長と、二転三転で教育委員会、そして学校の対応も大変な状況にあったと思いますし、その先頭に立ち奔走されてこられました教育長には、計り知れない心労もあったかと思えます。先ほど体調不良で退席されておりますが、大事をとっていただきたいというふうに思えます。

そこで、教育次長にお伺いしますが、結果的に実質3か月間に及ぶ長期休校となってしまった経緯と、主体性を持った今後の対応についてお聞きしたいと思います。また、先ほども申し上げたのですが、3月議会で要望した経過もあり、5月25日の議員全員協議会でも質問をしておりますが、臨時休校や休園、町施設の休館や中止に伴う関係する臨時職員、会計年度任用職員の休業補償等はどのようになっているのか、改めてお伺いしたいと思います。

(2)の給食費無償化の継続推進について。新型コロナウイルス感染症に対する国からの地方創生臨時交付金約7,668万円を活用した事業規模約7,750万円のみなの応援パッケージとして、15の支援策が予算化されております。この中で単発的な事業ではなく、今後の行政運営とも大きく関わってくるであろう子育て世帯の支援策に絞って、当局の考えをお聞きしたいと思います。

1つ目として、令和2年度の町立幼稚園、小学校、中学校給食無償化について、臨時休校に伴う家計の負担増、企業業績の悪化による長期的な減収等が懸念されることから、子育て世帯を経済的に支援する、こうした理由であります。

2つ目として、子育て応援給付金については、ゼロ歳から中学生までの子供が対象で、1人につき5万円を給付する。ただし、給食費が無償化となる町立幼稚園、小中学校の子供は除くということで、給食費無償化との公平性に配慮した施策と理解しております。この間、少子化対策を含め、何人かの議員からも給食費無償化に向けての要望も取り上げられてきております。今回、今年度に限った給食費無償化であ

りますが、来年度以降も継続事業とする考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時5分

再開 午後 零時5分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海勝男議員さんからの一般質問通告書によりお答えします。

1番、新型コロナウイルス対策と今後の行政運営についての中の（2）番、給食費無料化の継続推進についてをお答えします。新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態が宣言され、全国民が不要不急の外出自粛や密閉、密集、密接の回避、マスク、消毒、手洗いを励行し、感染防止を図ってきました。このようなことから経済活動にも大きく影響し、景気は大幅に落ち込み、多くの国民の生活が厳しくなりました。このため国においては、緊急経済対策により支援策を施しました。また、各自治体においても各種の即効ある支援策を図りました。当町においては、みなのかん援パッケージの一つとしていち早く令和2年度給食費無料化として、幼稚園、小中学校の保護者の支援を図りました。このように今回の給食費無償化は、新型コロナウイルス感染による経済危機による保護者の生活支援でありますので、来年度以降も継続するものではありません。さきの議員全員協議会においても町の方針を示したとおり、本年度限りの措置であります。なお、町立幼稚園、小中学校以外の15歳以下の子供に対しても、本年度に限り子育てかん援給付金として1人一律5万円を給付し、支援してまいります。通年にわたる給食費無償化については、以前から質問、提言等いただいておりますが、学校給食法において調理経費以外の給食費は保護者の負担とするとの規定に基づき、引き続き保護者の皆様に負担をお願いしてまいります。なお、現在、給食費無償化は、県内63市町村のうち小鹿野町、滑川町、神川町、東秩父村の3町1村であります。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 12番、内海議員さんから通告いただいた一般質問通告書の1、質問事項の新型コロナウイルス対応と今後の行政運営について、臨時休業が3か月に及んだ経緯と学校の主体性を持った今後の対応についてお答え申し上げます。

まず、臨時休業が3か月に及んだ経緯をご説明申し上げます。2月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で全国一斉の小中高、特別支援学校への臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣から示されたことにより、令和2年2月28日、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための公立小中学校等の臨時休業の要請について、県内各市町村教育委員会へ要請に関わる通知が発出されました。内容については、全小中学校等において令和2年3月2日から学年末休業日の前日まで臨時休業とするというものでございます。さらに、4月7日の夕方ですか、埼玉県を含む7都府県に緊急事態宣言が発せられ、4月8日水曜日、大野県知事、高田県教育長から、市町村立学校も県立学校と同様に休業要請が出され、本町もそれを

受けて臨時休業を決断したものであり、3か月に及ぶ本町の臨時休業を余儀なくされたという経過がございます。一方で、6月1日から学校再開に関しましては、緊急事態宣言が解除になったという中、各地域の感染状況に鑑み、国、県から各自治体によって判断する旨の通知が出されました。そこで、本町はこれまでの臨時休業中における臨時登校、分散登校の成果、さらにまた本町または近隣の自治体の感染状況を総合的に判断し、1日より給食を実施して、再開を判断したところでございます。皆野町として主体性を持った学校の再開を進めているところでございます。

また、会計年度任用職員につきまして、令和元年3月の勤務がでございます。3月2日から小中学校が臨時休業となったことによりまして、給食提供数が大幅に減少したことを受け、調理員につきましては交代勤務といたしました。当初は、半分程度の出勤となる見込みでしたが、臨時休業の長期化による影響等も考慮して、その後出勤回数を増やし、6割の勤務日を確保するようにいたしました。続いて、4月、5月の状況についてです。4月8日、小中学校、幼稚園について5月6日まで臨時休業とすることとし、さらに5月1日、臨時休業を5月末日まで延長することといたしました。これに伴い4月と5月の2か月間、学校給食がなくなりました。調理員のほか会計年度任用職員の勤務につきましては、4月10日事務連絡を發出しまして、学校を含む各施設が休業している中でも、所定の時間、日数を勤務することといたしました。この後4月16日には、感染症拡大防止の観点から、勤務日数を減らすよう通知いたしました。同時に勤務を不要とした日については、所定の時間勤務した報酬と同額の休業手当を支給するというようにいたしました。したがって、4月、5月につきましては、施設の休業にかかわらず所定の時間、日数、勤務したものと同一の報酬、手当を支払っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最初に、休校や休園になり、また町施設の休館なり休止に伴う臨時職員の賃金については、3月分については6割補償ということだと思いますが、4月、5月については、休業した場合についても、休んだ場合についても休業手当ということで100%所定の賃金が保障されるということであろうと思います。そういったことで今後におきましても、同様な事態が発生した場合については、今回と同様な対応をしていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

また、経過の中でも若干触れたのですが、3月の24日に文科省は、新年度といたしますか、新学期からの学校再開に向けた指針を全国の教育委員会に通知がされているかというふうに思います。この時点で、政府による全国一斉の休校は打ち切られたというふうに、そういった見方がされていたかと思えます。冒頭にも触れましたが、そもそも全国一斉の休校の要請については、専門家会議でも諮られず、文科省の反対を押し切って安倍首相の政治判断で始まった対策であったかというふうに思います。そして、4月1日には政府の専門家会議におきまして、子供は感染拡大の役割をほとんど果たしていないと、要するにだから子供を通じての感染はほとんどない、そういった見解も示されていたかというふうに思います。皆野町におきましても、新学期からの再開に向けて準備をして、4月8日からスタートしたわけなのですが、先ほど答弁がありましたように、4月7日の緊急事態の宣言がされたということで、実際3日間、8、9、10の再開であったかというふうに思います。自治体は、学校再開について右に倣えと、こういった主体的な判断ができなくなっていると、こういったことを元の文部官僚で、現在京都の芸術大学教授であります寺脇研さんは、このようなことを述べておりました。皆野町の場合、一旦4月8日から新学期がスタートしたわけなのですが、なぜ主体性を発揮して、その後も再開を続けてこなかったのか、この点について理由を

お聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんの再質問にお答え申し上げます。

4月6日までにつきましては、各園、学校においても学校再開に向けての準備を進めてまいりました。再開についての通知も同日6日に保護者に発出しました。一方、翌7日の安倍首相の緊急事態宣言を受けまして、埼玉県知事及び県教育委員会教育長からの休業要請を受けました。本町におきまして、8日から再開しないこと、臨時登校も実施しないことも視野に入れて熟慮いたしました。大きく3つの理由で、8日から10日までの3日間に関しまして、臨時登校扱いで園、学校への登園、登校といたしました。

1つ目は、3月からの突然の臨時休校から1か月、家庭での子供たちの学習状況、それから心身の状況を含めて学校として把握する必要があったということがございます。

それから、もう一つは、新学期の新しい学級、新しい先生、それから友達との出会いの時間、新学年の新しい教科書等の配布物もありました。来る臨時休業の中でまた子供たちの安全安心な生活を送っていただきたいということで、オリエンテーション期間として3日間を設定したものでございます。

それから、3つ目になります。本町及びその周辺の感染状況を総合的に加味して、3日間の特別臨時登校を実施するというようにいたしました。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 国なり県なりが緊急事態宣言なり緊急事態措置を通じて、あくまでこれは休校要請だと思うのです。休校にするかどうかという判断は、やっぱり学校の設置者であります、市町村で言えば、公立で言えば、教育委員会になろうかと思うのですが、それも感染症の予防上必要である場合、学校の全部なり一部の授業を取りやめることができると、こういったことが学校保健安全法の第20条で規定がされているかというふうに思います。よって、感染予防上、臨時休業が必要ではないという教育委員会としての主体的な判断ができれば、あえて休校にする必要もないかというふうに思いますし、再開できることにつながったというふうに思います。秩父郡市内におきましても、秩父市においては5月18日から給食つきの分散登校ですか、東秩父村につきましては24日から給食つきの午前中のみの授業の再開、こういった自主的な判断の下に学校再開といいますか、授業の再開を図ってきているかというふうに思います。期間は短かったわけですが、こういった5月段階でそういった再開といいますか、授業の再開をしている自治体もあるわけですから、皆野町においては、この時点といいますか、当時どのような判断をされていたのか、また日本小児科学会は、午前中のある議員の方も述べられておりましたが、ウイルスの直接の被害といいますか、影響といいますか、より休校による運動不足なり生活習慣の乱れなり、または栄養の偏りなり、加えて友人との長期間会えないことによる抑鬱なり不安、こういった心理面での被害が大きいと、こういったことを日本小児科学会も指摘をされておりました。当町の小中学校の場合、6月から2か月遅れの新学期がスタートしているわけなのですが、こういった大きな問題もなく、新学期がスタートされているのかどうか、この点についてもお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

まず最初に、主体的な判断ということでございます。休業したということにつきましては、やはりコロナウイルス自体が教育委員会としても未知のものだということで、感染リスクはあるということでの

判断がありました。また、その中で児童生徒の安全ということも心配しておりましたので、そのような形になりました。

それから、もう一つの……何だっけ。少々お待ちください。

〔「直接の被害より休校による弊害といますか」と言う人あり〕

○教育次長（設楽知伸） 失礼しました。ちょっと一瞬度忘れしてしまいました。

6月に入りまして学校が再開しているのですけれども、教育委員会のほうといたしましても、指導主事、それから学校教育指導員が各学校を訪問しております。その中で子供たちが元気よく通学されているか、また授業もきちんと実施されているかというのを日々見ております。その中で特に大きな問題もなく、元気よく子供たちも学校で生活をしているということを聞いております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。国の方針がそうなのでしょうけれども、二転三転する中で担当する教育委員会は大変な思いもされてきているかと思いますが、そういった中でできる限りの状況を改善に向けて努力されていることについては、評価をさせていただきたいというふうに思います。3月段階は、皆野町の場合、1年生から6年生まで学校で預かってもらいたいという希望者がいれば預かりますと、4月以降については1、2年生に限られましたけれども、学校で午前中を中心に預かってもらうと、そういった独自の対応もしていただいているということについては、評価もさせていただきたいと思いますが、いずれにしても、第2波、第3波の新型コロナが流行したとしても、今回みたいな全国一斉休校という愚策はないとは思いますが、それにしても今後、オンライン授業等の推進が図られようとしております。町内のある学校長がこのように紙面で述べられておりました。人と人との接触が制限され集まれなくなると、意思を通じ合わせたり考えを共有することは難しいと、教育の基本はやはり集まって一緒に学ぶこと、授業はもちろん、学校行事、生徒会活動、給食、清掃、部活動など、それぞれの教育的意義があります。少しずつ集まる機会をつくり、感動を分かち合える、そういった環境をつくっていききたいと、このように述べられていたかというふうに思います。まさにそういったことに尽きるかというふうに思います。

先ほど申し上げたのですが、子供は感染拡大の役割をほとんど果たしていないと、こういった政府の専門家会議の見解も示されておりますし、6月3日時点での新型コロナ感染者は、全国で10歳未満で284人、10歳代が411人、合わせて20歳未満で695人の方が感染していたと、感染者全体の約4%、重症者は少なく、亡くなった方はゼロと国会の参議院の予算委員会で答弁がされておりました。不可能に近いソーシャルディスタンスの保持等にあまり神経を使うことなく、児童生徒が健やかで平常な学校生活が一日も早く取り戻せることを願っておりますが、既に夏休みの期間について決定されているかも分かりませんが、一番暑い時期等を十分考慮した中での夏休みの設定等を含め、今後の地域の実情等を十分考慮した中での今後の教育委員会としての主体的な取組を要望させていただきたいというふうに思います。

2点目の給食費無償化の継続推進についてであります。町長から今回の対策につきましては、コロナ危機に対応するための今年度限りの支援策であり、継続の施策としては考えていないと、そういった答弁をいただいたわけなのですが、今回の支援策の理由としましても、今後の経済状況の悪化による長期的な減収等が懸念されているということも理由に入っていたかと思っております。また、そのために子育て世帯に経済的支援を行うということでもあります。冒頭にも引用させていただいたのですが、今年4月の非正規労

働者は、昨年4月と比較して97人減少していると、そのほとんどが子育て世帯の女性だと、こういった総務省は発表をしております。町内においても同様な傾向にあることは十分想定ができますし、不安定で低賃金で立場の弱い労働者を中心に雇用破壊は進んでおりますし、またこのコロナ禍による不況は、リーマンショック以上に大変な不況といたしますか、1930年代の世界大恐慌を上回る恐慌になるだろうということも予想されております。そういった中で長期的な世帯の減収といたしますか、今後も十分予想される中で、改めてといたしますか、そういった状況も考える中で継続的な支援策として考えられないものか、私はこの間、給食費の無償化ということではなくて、学校給食無償化に絞って要望をしてきております。今回は、給食無償化ということで幼稚園まで含んだ無償化でありまして、それとの公平性を保つための子育て応援給付金についても施策として盛り込んでいるわけなのですが、私が提案している学校給食の無償化に絞った考え方について、ちょっと町長としてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今の時点では今年度限りで、こういう方向で考えておまして、来年度以降につきましてはいわゆるコロナの感染、2波とか3波とかって、そういう状況等もしあるとするならば考えなければならぬかとは思いますが、今の時点では今年度限りだと、こういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 第2波、第3波がどうなるかということもあるということで答弁されているのですが、いずれにしましても、雇用状況、さらに悪化するということが予想されておりますし、そういった中で子育て世帯の経済的支援を重点化していくといたしますか、強めていくというためにも、ぜひ学校給食に絞った形での無償化を図っていただきたいというふうに思いますし、ぜひそういったことでこの問題といたしますか、無償化について、先ほど町長から答弁があったのですが、県内で3町1村が学校給食を無償化して、保育園等の関係も含めて、滑川町はそれこそ給食費無償化といたしますか、今回町が対応しているような形で、町立の幼稚園なり小学校なり中学校以外の方には給付金という形で補償しているみたいですが、小鹿野町なり神川町なり東秩父村、そういったところについては、小中学校に絞った形で給食費の無償化を図っているかと思っておりますので、ぜひその辺を含めて検討をしていただきたいというふうに思いますし、また町長も今回の施策を取り入れる段階で、今年度こういった形で無償化を図れば、来年度はやめるということはなかなかきつ状況になるだろうというふうなことも言われた経過もあろうかと思うのですが、それらも含めてぜひ来年度の無償化に向けて、この間私も学童保育所の無料化といたしますか、を3年間実施した経過があるわけなのですが、学童保育所に預けていない児童の家庭等から、不平等ではないかという、不公平といたしますか、平等性に欠くのではないかということも言われておりました。そういったことも含めて、その財源を学校給食の無償化に振り向けるべきではないかということも、具体的に私も提案させていただいた経過もございます。それらも含めて来年度の継続事業としてぜひ検討していただきたいと思うのですが、再度お願いしたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） この予算につきましては、毎年のことではありますけれども、時期が来れば当然こうしたことにつきましても研究はしておるつもりです。そして、また教育長とも、これらにつきましても協議をした経過がありますけれども、教育長からは、何としても学力を向上させたいと、そしてそのためには支援員であるとか、あるいはALTというのでしょうか、そうした方々も採用していきたいのだと、

これからまだそうした部分で、かなり教育にかける予算もかけなくてはならないと、そういうようなことから、無償化については今のところ教育委員会として何としてもお願いしたいのだという話には至っておりませんでした。このコロナのことが始まってから、いずれにしても厳しい状況を何としても支援をしたいというようなことから、こうした支援策を講じたわけですが、先ほども申し上げましたように、今の時点で約束をするわけにもまいりませんし、検討するというか、こうしたことについては常に研究はしておるつもりでおりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） コロナによる不況といえますか、またそれに伴う勤労住民の生活なり収入、大きくやっぱり減少するという状況が予想されるわけですから、そういった中での経済的な支援策としても、学校給食の無償化について十分検討していただいて、来年度の施策に反映させていただくよう要望させていただきます。

以上で終わります。

○議長（若林光雄議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（若林光雄議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第21号から議案第24号までの4件、承認第1号から承認第11号までの11件、同意第4号から同意第6号までの3件、以上18件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第7、議案第21号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第21号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

他の保険料等との整合を図り、督促手数料を廃止する改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 議案第21号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

議案の後ろに参考として現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、御覧ください。第5条、現行の保険料の督促手数料につきましては、1通50円を徴収しておりますが、これを削除するものでございます。なお、町税の督促手数料につきましては、平成23年4月1日から徴収しておりません。また、この後に議案第22号でご審議いただく介護保険条例でも、督促料徴収の廃止を見込んでおります。これらを勘案いたしまして、町として後期高齢者医療に関する督促料のみを徴収するのは不条理でありますので、廃止するものでございます。

議案の2枚目の改正条文にお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） この保険料の督促手数料は、督促状1通につき50円がなくなるということなのですが、督促はするのですか。督促状は出すのですか。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 11番、四方田実議員さんのご質問にお答えいたします。

延滞金になると思いますが、延滞につきましては皆野町税条例の定めるところによりまして、同じように納期限から1か月を経過する日まで日数に応じて2.6%を加算、2か月目から日数に応じて8.9%を加算して延滞金を徴収する形でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 督促状は出して延滞金を取って、それで督促状の1通の50円がないと、これだけですか。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 11番、四方田実議員さんのご質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第8、議案第22号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第22号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法施行例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第22号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、低所得者の保険料の軽減強化と保険料の減免規定の改正が主なものでございます。議案の後ろに参考として皆野町介護保険条例新旧対照表を添付しましたので、お聞きください。第2条は、保険料の特例措置の改正でございます。

2枚おめくりいただいて、最終ページの第7期介護保険料説明資料新旧対照表に基づき、ご説明申し上げますので、御覧ください。太枠で囲まれた下3段が改正する項目でございます。下から3段目、第2条第2項でございますが、第1段階の特例を定めております。第5段階の基準額に対する割合を現行の0.375から0.3へ引き上げ、保険料年額を2万4,750円から1万9,800円に改めるものでございます。

その下、第2条第3項は、第2段階の特例を定めております。第5段階の基準額に対する割合を現行の0.625から0.5へ引き上げ、保険料年額を4万1,250円から3万3,000円に改めるものでございます。

最下段、第2条第4項は、第3段階の特例を定めております。第5段階の基準額に対する割合を現行の0.725から0.7へ引き上げ、保険料年額を4万7,850円から4万6,200円に改めるものでございます。

新旧対照表の最初のページにお戻りください。下段、第6条の改正は、保険料の督促手数料を廃止するものでございます。

次に、第9条、次のページに移りまして、保険料の減免の申請の際に添付する書類を新たに規定したものでございます。

下段、附則第8条の新設は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する保険料の減免規定を新たに加えたものでございます。

改正条例本文にお戻りいただいて、2ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第8条の保険料の減免規定は令和2年2月1日から、第2条の保険料の規定は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第22号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第9、議案第23号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第23号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第23号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第3号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,132万3,000円を追加し、総額を52億6,414万4,000円とするものでございます。

2 ページから 4 ページまでが第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書 3 ページをお開きください。まず、歳入の主なものからご説明申し上げます。最上段、款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金、節 2 児童福祉費国庫補助金の保育対策総合支援事業費国庫補助金 150 万円の追加は、町内の保育園における新型コロナウイルス感染症対策に係る環境整備のためのもので、国の補助を町で受入れ、町内の保育園に支出するものでございます。国の補助率は 10 分の 10 でございます。

その下、目 5 教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費国庫補助金 1,323 万円の増額は、国の G I G A スクール構想の加速に合わせ、児童生徒についてタブレット端末を 1 人 1 台配備するための補助を受け入れるものでございます。

3 段目、款 19 寄附金、項 1 寄附金、目 1 一般寄附金 99 万 9,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策費として 100 万円の寄附金を受け入れたことによるものでございます。

最下段、款 20 繰入金、項 1 基金繰入金、目 4 財政調整基金繰入金 3,401 万円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

次の 4 ページからが歳出でございます。主なものについてご説明申し上げます。なお、各費目において職員の異動等に伴う人件費の補正を行っております。

2 段目、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 7 企画費、5 ページに移りまして、節 7 報償費、聖火リレー報奨金から、節 18 負担金、補助及び交付金までの計 231 万 8,000 円の減額は、オリンピックの聖火リレーが延期になったことによるものでございます。

8 ページを御覧ください。款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 18 負担金、補助及び交付金の保育対策総合支援事業費補助金 150 万円の追加は、歳入でもご説明したとおり、町内の保育園への新型コロナウイルス感染症対策のための補助金でございます。

10 ページを御覧ください。最上段、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、節 18 負担金、補助及び交付金の秩父音頭まつり補助金 400 万円の減額は、秩父音頭まつりの中止が決定したことにより補助金を皆減するものでございます。同じく節 18 のポピーまつり負担金 49 万円の増額は、本来入園料収入で賄う予定だった経費について不足が生じることから、町の負担金を増額するものでございます。

11 ページに移りまして、中ほど款 10 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 17 備品購入費の児童用タブレット端末購入費 2,784 万 4,000 円の増額は、歳入でもご説明いたしましたが、国の G I G A スクール構想の加速により、町内小学校の児童 1 人 1 台のタブレット端末を整備するものでございます。

その下、項 3 中学校費、目 1 学校管理費、12 ページに移りまして、節 17 備品購入費の 2 行目、生徒用タブレット端末購入費 1,202 万 4,000 円の増額も同様に中学校の生徒 1 人 1 台のタブレット端末を整備するものでございます。

15 ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年度皆野町一般会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

5 番、常山知子議員。

○5 番（常山知子議員） 1 点だけお聞きしたいのですけれども、先ほど説明があった 11 ページの款 10 教育費、項 2 小学校費と次の項 3 中学校費の備品購入費、児童生徒用のタブレット端末購入費ということです

が、今年3月議会では令和2年度の一般会計予算において、タブレット端末の配備ということで1,278万3,000円が計上されているわけです、3月議会のときに。ということは、今度の今日今回提出されたのと合計で、全部で5,265万1,000円になります、両方、3月議会と今回の補正で。その5,265万1,000円の中で、国からの補助はどのくらい来ているのか教えていただけますか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 常山知子議員さんのご質問にお答えいたします。

今回のこの3号補正につきましては、当初の予算と絡みもございまして、先ほど議員おっしゃられるとおり、今年度につきましては、当初では令和2年度で用意するタブレットになります。この加速化ということで、コロナウイルスに関して加速、今後3年、4年、5年と買っていくものを全部令和2年で買うというような形の加速化ということでございます。補助金の歳入につきましては、今回の歳出、令和2年度につきましては、3分の1、3人に1人分につきましては補助がないのですけれども、それを越えた部分に補助がつきますので、今回は補助が対象になります。実際歳入のほうに補助が来ておりまして、1,323万円の補助金が来ております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今の説明ですと、全部で私が言ったのでいいのですよね。3月議会のときに一般会計で1,278万3,000円があって、今回で3,986万8,000円で、全部の児童生徒にタブレットを配備するということで合計で5,265万1,000円ということでよろしいのですよね。今説明があったように国からの補助としては1,323万円が補助として、配備するお金として国からの補助が1,323万円ということでよろしいのですよね。ということですが、単純に計算すると、それを引きますと3,942万1,000円が町の持ち出しということでもよろしいのでしょうか、計算して。それで、確かに今回のコロナウイルスの中では学校が休校となって、今よくテレビとかいろんなの言われているように、オンライン教育とかいろいろと言われていて、その重要性は分かるのですけれども、国のG I G A構想ということから出発しているわけですよね、これは。それにしても、国の補助金があまりにも少ないのではないかなど考えるのですが、もうこれしか、1,323万円しか、しかというと失礼かもしれませんが、の補助しかないのでしょうか。ほかに何か考えられないのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 常山知子議員さんの再質問にお答えいたします。

この1,323万円の国庫補助ですけれども、今後、国のほうでの第二次補正でしょうか、そのようなものがまたありましたら、その中でG I G Aスクールのほうも申請できるかどうか調べていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今、教育次長が答弁されておりましたように、今度の国の第二次補正で地方創生臨時交付金というのが増えていますし、そういう中でもしそれに該当するのでしたら、ぜひその辺の補助というか、交付金ももらってやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑はございませんか。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 2点お願いします。今のタブレットなのですけれども、確認になるのですけれども、学校の備品で家に持って帰れないものだというふうに解していますけれども、今後持ち帰りも可能になるのかならないのか、これが1点。

それからもう一点は、13ページの温水プール費、これの一般職給料なのですけれども、これの内容について説明をお願いします。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 林豊議員さんの質問にお答えいたします。

最初のタブレット端末につきまして、持ち帰りということですのでけれども、今後のコロナウイルスの第2波、第3波ということを考えますと、整備したものについて、有効活用ということが起こり得ると考えます。なので、持ち帰り、その持ち帰るときにつきましては、セキュリティーの面とか、それからアクセスするサーバーとか、その辺のこともございますので、これから検討なり調査等をしていきたいと考えております。

それからもう一つ、会計年度任用職員の給料についてでございます。温水プールにつきましての会計年度任用職員給料の増額につきましては、人事院勧告の給料表の見直しによるものだとということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 今のは上の一般職給料について聞いたつもりだったのだけれども、それを聞いてからにしたいのですけれども。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 林豊議員さんのご質問にお答えいたします。

大変失礼いたしました。今回、温水プールにつきましては、プールの所長が役場の職員、本務者になりましたので、その所長の給料でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） まず、タブレットなのですけれども、別に皆野の教育委員会云々ということではないと思うのだけれども、タブレットを学校の備品にしてという考え方がもう最初からくっついてきているみたいですが、これって変えられないものなのですか。コロナ云々もありましたけれども、やっぱり家に持って帰らないと使いようがないような気もするのですが、そういった話というのは、これからのこととしても含めてですけれども、学校現場のほうを含めて出てきていないのですか。

それからもう一つ、職員のほうですけれども、今までも所長クラスで時々職員が行ったことってありますが、今回職員が行った何か特別な理由があれば教えてください。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 林豊議員さんの再質問にお答えいたします。

タブレットにつきまして、持ち帰り等のことにつきましては、まだ詳しい情報が入ってこないというところもございます。

それから、プールの関係ですけれども、会計年度任用職員制度になりまして、出先の長という方につきましては、本務者が配置されるということになりましたので、このような形になっております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 他に。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 今に関連して1点、それともう一点お聞きします。

まず、今に関連して、GIGAスクール構想というのが動き出している中であって、そのようにタブレットを至急に準備するということでもありますけれども、それが実際に動き出すのはいつ頃のことなのか、それは今テレビでもいろいろ言っているのですけれども、使えるためのハード面において、工事は既にされているのか、工事がテレビで言うように要らないのか、でも工事要らないといってもルーターは要るわけですから、そのようなものは大丈夫なのか、それが1点になります。

それから、10ページ、秩父音頭まつりが中止ということで、長年続いてきたところですが、何しろコロナということで残念なところでもありますけれども、400万円の補助金が今回はなくなったということになっていきますけれども、ポピーまつりのほうは中止ということになったようではありますが、これは49万円計上されておりますけれども、この辺は既に費用が発生したということの補助金なのでしょう。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

最初に、タブレットの関係でございます。タブレットの導入時期といたしまして、今の予定では秋あたりを予定しております。

それから、工事関係になりますけれども、この後6号補正に出てきますが、タブレットの購入と、また同時並行で行っていくインフラ整備になりますけれども、LAN配線とかアクセスポイントの設置、それから充電型の収納キャビネット、そちらの用意もございますので、そちらも並行して行っていくという形でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの質問にお答えします。

令和2年度のポピーまつりにつきましては、新型コロナウイルスの感染防止のため中止になったことから、負担金が当初の1万円から50万円に引き上げられましたので、その差額を予算計上させていただいております。令和2年度のポピーまつり実行委員会の歳出につきましては、令和3年度に向けた牧場のポピー畑の維持管理、また令和3年度に向けた準備経費が必要となります。この中で維持管理費については、ポピー畑の維持管理が必要になるわけですが、作業については高原牧場さんのほうで人的負担等をしていただくわけですが、肥料代、また種代、除草代等、また令和3年度に向けた準備経費がかかることとなります。このうち除草関係の経費については、既に執行されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） ポピーまつりはそういうことなのかなとお聞きしました。来年に向けた準備にかかるものがあると。今年に関しては、やる予定である程度は進んでいたかと思っておりますけれども、何だか直前にかき回したとかというお話もありましたけれども、かき回さなくては駄目なものだったのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） ポピーまつりにつきましては、平成20年度から開催されてきておりまして、

数年来、何年か前から連作障害が出ておりまして、土壌改良が課題となっております。今年度ポピーまつりが開催できないということで土壌改良を行っております。したがって、ポピーが芽が出たか出なかったぐらいの段階で、既に除草剤をまいて耕うん作業を行っております。その後牧草をまきまして、現在土壌改良をしているわけですが、そういったことから耕うんする必要があったというふうに考えております。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 今の答弁の中で、自分がかき回したものだと思っていたのですが、除草剤もまかれたのですか、あの広いところに。前回の議会においても、その下流において水源の問題が議論されてはいたけれども、除草剤を本当にまいたのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 除草剤をまいたかどうかということについては、私も確認をしていないのですが、あのまま成長させてしまうと花が咲いてしまうと、そして自粛をしてほしいという状況下で、花が咲いてしまえば、当然花を見に来る人たちが大勢やってくるだろうと、そうなったときに道路の渋滞を起こすとか、あるいは車の置場がまた問題が起きてくるだろうと、そうなったときにやはり町のスタッフ、あるいは何らかの形でそうした来客を誘導しなければというようなこともありまして、この際は咲かせない方がいいだろうと、こういう結論に至りまして、今課長が言うように連作障害も出始めているので、この際あのまま緑肥として耕うんしてしまったほうが翌年度のためになるだろうと、こういうことから耕うんをしてしまったと、こういうことでございまして、除草剤は私も確認しておりませんが、そういうことで花を咲かせない対応をしたということでございます。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 町長の言われることは分かります。

もう一点、今の1点は、除草剤を本当にまいたのか、あの広大なところに、下流で水を利用している人がいる状態の中において、本当に除草剤をまいたのかどうか。町長は、現時点ではそれは否定も肯定もできないと言われてはいますが、自分は本当にまいたのか、その1点をぜひ聞いてみたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉議員に申し上げます。

質問が3項目め、3回目でございますので、この答弁で終了します。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 小杉議員さんの再質問にお答えします。

一度ちょっと確認をさせて、答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 後ほど答弁でよろしいでしょうか。

○3番（小杉修一議員） 確認いただいて、そうするとそれに対してのものがちょっと出てくるかと思うのですが、

○議長（若林光雄議員） 要望が。

○3番（小杉修一議員） 何か。

もう一個手短かにまとめてまいります。それで、秩父音頭まつり400万円、今年はなくなったということでもありますけれども、東京オリンピックにしても延期から今度は縮小しよう、この機運に乗って縮小しようということになっていきます。今いろいろ議論の中で、町では非常にいつまでこの不景気なコロナの状態が続くのかというのがあったときに、秩父音頭まつりがなくなった時点で、町の商工業者の方は

寄附金がなくなったということを安堵している感もあるわけです。ですから、来年に向けて多少の縮小というのも今後考えていかれたらいいのかなと思います。

あとは産業観光課長の回答をお待ちします。

○議長（若林光雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時21分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えします。先ほどの私のほうの答弁で、除草剤をまいたと勘違いしている部分があるわけですが、その部分については撤回をさせていただきます。まいたのは根を枯らす農薬になります。自然物へ分解して、人体には影響がないものなのですけれども、農薬をまきまして、あと耕うんした上で牧草をまいています。除草剤であれば牧草が生えないと思うのですが、今はもう青々と成長していますので、特に人体には問題がないものだというふうに認識をしております。

以上でございます。

〔「1回だけお願いします」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 根を枯らす農薬、除草剤に似ているのかもしれないですけども、それが安全なものだということ、今答弁いただきましたけれども、その続きはまたちょっと、先ほど言われたように下で生活用水使われている方が大勢いるわけですので、次のまた検討課題になるかと思えます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 2点質問したいと思いますが、5ページの項2徴税费、目1税務総務費、節1報酬、会計年度任用職員の報酬162万円の追加補正だというふうに思いますが、この内容についてお聞きしたいと思えます。

関連するかと思うのですが、17ページの給与明細書の2の一般職、アの会計年度任用職員以外の職員、この職員数について、補正前の92人から2人減となっておりますが、この2人の退職時期なり、また退職理由についてお聞きしたいと思えます。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 12番、内海議員さんからご質問をいただきました5ページになります。総務費の報酬、会計年度任用職員の報酬ということでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの関係等もございまして、減免申請なり、またさらには納期限の延長等の事務処理がこれから発生してくるかと思えます。そちらのほうも対応してもらったりするような形で1名、実際に病気で休まれている職員が1名おります関係で、会計年度任用職員を1名お願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからのご質問にお答えをいたします。

給与費明細書17ページですけれども、2の一般職、アの会計年度任用職員以外の職員2名減の内容になります。2名のうち1人につきましては、保健師1名が自己都合により退職をしております。これが令和2年1月末での退職でございました。それから、もう一人につきましては、公民館長につきましては、今年度からは一般職の管理職相当を充てるということで、その分の1名増ということで見込んでおりましたが、給食センターのほうから1名、人事異動によりまして充てております。ですから、内部からの補充ということでその分の1名減と、予算上の見込みですけれども、なっておりますので、合わせまして2名の減ということになっております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 私が臆測したあれとはちょっと違ったのですが、前段の関係です。現在、病欠者も1名いらっしゃるということなのですが、近年、特定した職場で若い職員が退職されているケースも目につくわけなのですが、この2名の減というのは、直接税務課には関係しないということだろうと思うのですが、いずれにしても専門性なり、経験等が求められる、そういった職場において新人の職員を配置する、大変適材適所の判断は難しいかと思うのですが、それらを加味した形での人事配置等について、この間問題なかったのかどうか、それらも含めて再質問したいと思うのですが。

特定した形で質問したのですが、過去二、三年の中で退職者が目についているような気がするのですが、それらも含めて答弁をいただきたいと思うのですが、併せて来年度の新入職員の採、どういったことを検討されているのか、この2点、分かる範囲で答弁いただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 職員の退職の内容でございますが、退職おります。いろいろ体調関係もあるし、また家庭内の関係、そのほかその人独特な理由があって退職されるというようなケースございます。職員の配置については適材適所と申しますが、なかなか難しい部分があります。よく言うのですが、なるべく特に管理職は職場の働きやすい環境づくり、朝起きて行きたくなるような職場づくりを考えてくれというようなことでございます。なかなかこれで、この理由で辞めると断言できない部分がありますが、いろいろな複合的な事情で辞めるということであろうかと思えます。

あと、職員の採用でございますが、来年定年退職が5名でございます。職員の採用については、8名を予定しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 新入職員の配属の関係なのですが、適材適所を判断するというのは非常に難しいと思うのですが、専門性なり経験が必要な職場へ直接やっぱり新入職員を配属するというのは、かなり厳しさがあるかなというふうに思いますので、その辺を新入職員の配属に当たっては、十分考慮していただきたいというふうに要望させていただきたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第10、議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、提案理由の説明を申し上げます。

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。令和2年4月1日に鴻巣行田北本環境資源組合が彩北広域清掃組合へと名称変更したことに伴い、組合規約の別表第1及び別表第2、第4条第1号に掲げる事務の組合市町村の欄の鴻巣行田北本環境資源組合を彩北広域清掃組合に改めるものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条文本文の下段、附則になりますが、この規約は埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第24号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第11、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第1号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同日施行されました。このため皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 承認第1号について、内容をご説明申し上げます。

改正条文の次に新旧対照表を添付させていただきます。御覧をいただきたいと存じます。1ページ上段でございます。第6条第2項は、電子情報処理組織を利用して弁明がされた場合に、弁明書が提出されたものとみなす条文でございます。今回の改正は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたものです。それにより規定の整備を行うものでございます。審査等の手続等の改正は全くございません。

なお、固定資産評価審査委員会の条例につきましては、固定資産税の評価額に係る審査の手続、記録などを必要な事項を定めた条例となっております。

1枚おめくりいただきまして、改正条文になります。下段になります。附則で、こちらの条例につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、承認第1号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。



◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第12、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例等の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため皆野町税条例等の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 承認第2号につきまして、内容をご説明申し上げます。

令和2年度地方税制改正におきましては、所有者不明土地等の固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講ずるとしたものでございます。また、個人住民税におきましては、未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦、寡夫控除の見直しとなっております。今回の皆野町税条例の主な改正は、個人住民税の人的非課税措置の見直し、未婚のひとり親に対する税制上の措置、固定資産税において使用者を所有者とみなす制度の拡大、土地、家屋に係る現に所有しているものの申告の制度化でございます。

改正条例の12ページの後ろに新旧対照を添付してございます。ご確認いただきたいと思います。新旧対

照表1ページでございます。なお、説明にありましては、根拠法令の改正による条項のずれ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございます。よろしくお申し上げます。

新旧対照書1ページは、第1条関係となります。上段、第24条は、個人住民税の非課税の範囲を規定しております。人的非課税措置の見直し、ひとり親を対象とするものです。ひとり親は、婚姻の有無や性別にかかわらず生計を一にする子供を有する単身者でございます。

中頃、第34条の2は、所得控除を規定してございます。今回の改正は、未婚のひとり親に対する税制上の措置として、前年度総所得500万円以下とし、ひとり親控除の30万円を適用するものでございます。

この第34条の2、先ほどの第24条は、住民税申告基準となります。令和3年1月1日施行となります。令和3年度以降の住民税に対応するものでございます。

2枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。4ページ下段、第54条は、固定資産税の納税義務者等を規定しております。

5ページに続き、中段、第5項の新設は、使用者を所有者としてみなす制度の拡大でございます。戸籍等公簿上の調査、関係者への質問など、探索を行っても所有者の所在が不明な場合、あらかじめ使用者にその旨を通知した上で、そのものの固定資産税を課すというものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。7ページ下段、第74条の3の新設は、現に所有しているものの申告が制度化されるものでございます。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、住所、氏名等必要な事項の申告が制度化されるものでございます。また、申告期限は、相続放棄申し述べと同様に、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日とするものでございます。

固定資産税関係の第54条、第74条の3は、施行日が令和2年3月31日となっております。

1枚おめくりいただき、8ページをお願いいたします。中頃、第94条は、たばこ税の課税標準を規定しております。第2項、葉巻たばこの重量比例課税を本数課税とする、課税方式の見直しとなっております。施行は令和2年10月1日でございます。

9ページを御覧ください。中頃、第96条は、たばこ税の課税免除を規定しております。卸売販売業者が輸出する等の場合の課税免除手続の簡素化を行うものでございます。こちらは、令和2年4月1日施行となります。

1枚おめくりいただき、10ページをお願いいたします。10ページ中頃、附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例を規定しております。租税特別措置法の改正に伴う規定の整備でございます。こちらは、令和3年1月1日施行となります。

1枚おめくりいただき、12ページをお願いいたします。中頃、附則第6条は、医療費控除の特例を規定しております。平成34年度を令和4年度と改元するもので、この後多くの改元が行われております。

下のページ、13ページになります。中頃、附則第8条は、肉用牛の販売による事業所得に係る住民税の課税の特例を規定し、今回平成33年度、令和3年度を令和6年度まで延長するものでございます。施行は、令和2年4月1日となります。

14ページをお願いいたします。附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定しております。わがまち特例と呼ばれる規定となっております。

15ページをお願いいたします。中頃、第13項、法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とするを追加するものです。特例の概要ですが、浸水被害警戒区域に指定された土地に係る

課税標準額を3年度分3分の2を乗じた額とするものでございます。施行は、令和2年4月1日となります。

第1条関係は以上となります。

25ページをお願いいたします。25ページからは第2条関係となります。ここでは、法律の改正に合わせた規定の整備となります。

39ページをお願いいたします。39ページは第3条関係となります。こちらも元号の改元による規定の整備となっております。

さらには、44ページ、附則8条関係、46ページ、附則9条関係、48ページ、附則10条関係、49ページ、附則11条関係、いずれも改元に対応する規定の整備となっております。

以上、簡単でございますが、承認第2号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。



◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第13、承認第3号 専決処分承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第3号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため皆野町国民健康保険税条例の一部改正する必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 承認第3号について、内容をご説明申し上げます。

改正条文の後ろに新旧対照表を添付してございます。御覧をいただきたいと存じます。4枚目になります。上段、第2条は、課税額を規定しております。

最下段、第2項、2ページ上段を御覧ください。こちらでは、基礎課税額の61万円を63万円に改めるもので、国民健康保険税の課税限度額について改正するものでございます。

その下、第4項、こちらは介護納付金の課税限度を規定してございます。16万円から17万円に改めるものです。

その下、第21条は、国民健康保険税の減額を規定し、61万円を63万円に、16万円を17万円に改めるもので、国民健康保険税を減額する場合の限度額について、課税限度額と同額とするものでございます。

その下、第2号、3ページに続き、こちらは軽減判定所得の算定を28万円から28万5,000円に改めるもので、5割軽減を対象となります。世帯の軽減判定の算定基準につきまして、被保険者の数を乗ずる金額を引き上げ、軽減措置を拡充させるものでございます。

その下、第3号、こちらは軽減判定所得の算定方法を51万円から52万円に改めるもので、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定基準でございます。

3ページを御覧いただきます。中頃、附則の4は長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を、次の4ページ、附則の5では短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定し、第35条の3、第1項の追加は、土地基本法等の一部改正に伴う低利用土地等の譲渡した場合の課税特例を追加するものでございます。

改正条例の1ページにお戻りください。附則により、施行日は令和2年4月1日とし、ただし書きで先ほどの長期、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例については、土地基本法等の一部を改正する法律の附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日に属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。

令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前のおりとするものでございます。

以上、簡単でございますが、承認第3号の説明とさせています。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。



◎承認第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第14、承認第4号 専決処分承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第4号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例等の一部を改正する条例でございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されました。このため皆野町税条例等の一部改正が必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 承認第4号について、内容のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が令和2年4月30日に公布、施行となりました。今回の皆野町条例の主な改正は、固定資産税の特例、わがまち特例の拡充延長、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、収入が大幅に減少した場合の徴収の猶予制度の特例でございます。

改正条例の次に添付いたしました新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページを御覧ください。中頃、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定しております。先ほど申しました、わがまち特例となっております。

2ページをお願いいたします。最下段、第15項の新設は、生産性向上特別措置法の適用を受け、新規に償却資産、事業用家屋を導入、建設した場合に、令和4年度まで課税標準額をゼロとするものでございます。

3ページ上段をお願いいたします。第15条の2は、軽自動車税環境性能割の非課税を規定してございます。税率1%軽減措置を令和2年9月30日までを令和3年3月31日まで延長するものでございます。

中頃、第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を規定する規定を新設するものでございます。収入が前年度同期比でおおむね20%以上の減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶与ができるというものでございます。

第1条関係の施行日は公布の日、4月30日となります。

4ページをお願いいたします。4ページから第2条関係となります。

5ページをお願いいたします。第25条の新設は、新型コロナウイルス感染症等に係る住民税の寄附金税額控除の特例を規定してございます。文部科学大臣が指定した行事、イベント等が中止等により生じた入

場料金等の払戻し請求権を全部または一部を放棄した場合に、寄附金税額控除を適用するというものでございます。

その下、第26条の新設は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を規定してございます。適用要件の弾力化を講ずるもので、特別税額控除の適用要件として令和3年度課税分につきましては、令和2年12月31日までの入居要件とされてございますが、契約の時期なども加味して、適用要件の弾力化を図るものでございます。

以上、第2条関係につきましては、住民税の基準日となります令和3年1月1日施行となります。

条例改正につきましては以上でございますが、地方税法改正がありまして、町の条例の改正を要しないもの、こちらがございます。地方税法第61条関係となります。法第61条は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額の特例を追加してございます。厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度の課税の1年分に限り償却資産、事業用家屋にかかる固定資産税の課税標準額を2分の1またはゼロとするものでございます。令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが同期間と比較し、30%以上50%未満減少しているものは2分の1、50%以上減少しているものはゼロとするものでございます。この措置の減額分は、全額国補填となっております。

以上、簡単でございますが、承認第4号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。



◎承認第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第15、承認第5号 専決処分承認を求めることについて（皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第5号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年5月1日、皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を専決処

分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 承認第5号、皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

議案末尾のページ、新旧対照表を御覧ください。今回の条例の改正は、給食の経費の負担を定めた第4条に、令和2年4月から令和3年3月までの児童生徒、園児に関わる給食費を免除する旨の規定を追加したものでございます。

以上、簡単ではございますが、承認第5号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時30分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎承認第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第16、承認第6号 専決処分承認を求めることについて（皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関して、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されたことに伴い、皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する改正が必要となり、急を要するため専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 承認第6号、皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、内容のご説明を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス対策の一環でございます。

改正条例の後ろに添付いたしました新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。町において行う事務として、第7条第1項第8号に傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付を加え、現行の8号を9号とするものでございます。

原案の2枚目の改正条文にお戻りください。附則でございますが、この条例は令和2年5月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、承認第6号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 最初のところでちょっとお聞きしたいのですけれども、この新型コロナ感染症に感染した被用者に対するということで傷病手当なのですが、どういうものになるのですか。コロナ用につくったものというふうに考えているのですけれども。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 9番、林豊議員さんのご質問にお答えいたします。

まさしく議員さんおっしゃるとおり、新型コロナウイルスに限定したものでございます。これまでの被用者保険につきましては法定されているところでございますが、この後ご審議いただく国保、後期高齢者についてはないものですから、今回限り規定をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） ちなみに、具体的な中身を聞きたかったのですけれども。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 9番、林豊議員さんの再質問にお答えします。

期間におきましては、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間でございまして、4日以上続けて休業した場合に、被用者に限りませんが、その方に対して傷病手当金を支給するものでございます。額につきましては、直近の継続した3か月間の給与の収入の合計額を就労日数で除しまして、支給日数を乗じます。その3分の2が金額となります。

概略で申し上げますと以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。



◎承認第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第17、承認第7号 専決処分承認を求めることについて（皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第7号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給のため、皆野町国民健康保険条例の一部を改正が必要となり、急を要するため専決処分したもので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 承認第7号、皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、内容のご説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法第58条第2項の規定に基づき、傷病手当金の支給を追加したものでございます。

改正条例の後ろに添付いたしました新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。附則第3条第1項は、給与等の支払いを受けている者が新型コロナウイルス感染症に感染等をし、労務に服することができないときに、傷病手当金を支給すると規定するものでございます。

下から2行目、同条第2項は1日当たりの額でございまして、次のページに続きますが、直近の継続し

た三月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を乗じて算出いたします。

2ページの中段から下の第4条及び第5条は、傷病手当金と給与等との調整でございます。第4条は、給与等を受け取ることができる期間は傷病手当金は支給しないと、第1条第1項は、給与等の全額を受け取れないときは傷病手当金の金額を、給与等の一部を受け取った場合にその額が傷病手当金より少ないときはその差額を支給すると、同条第2項は、町から支給した金額は事業所の事業主から徴収すると、それぞれ規定するものでございます。

議案の2ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和2年5月1日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日、これは令和2年9月30日でございますが、この間に適用することとするものでございます。

以上、簡単でございますが、承認第7号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） コロナ対応ということで、国保に傷病手当金の支給が創設されたわけですけども、対象が被用者、いわゆる勤務先から給料をもらっている人、それだけなのですよ。国民健康保険は、もちろん自営業者だとかフリーランスの方もいらっしゃるわけですが、個人事業主。自治体が判断すればできるという国会の答弁もあるんですけども、皆野町は被用者だけということなのではないでしょうか。検討はされたのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 5番、常山知子議員さんのご質問にお答えします。

議員さんおっしゃるとおり被用者に係るものでございます。ただし、事業主ではなく青色でも白色でも事務所の専従者、家族経営の場合に給与所得を受けている場合については該当いたします。また、個人事業主の方については、ほかのメニューを紹介していただくようにということで、国の見解が出ております。厚生労働省から、そのような文書が発出されております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 先ほどの後期高齢者医療に関しても被用者だけということなのですが、本当に入っている人といったら自営業者だとか、さっきも言ったような、そういう個人事業主が多いわけですが、国保なんかは。やはりこれからずっとこういうあれができてくるわけですから、これからはぜひそれについては検討をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。



◎承認第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第18、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度皆野町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年3月25日、令和元年度皆野町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 承認第8号、令和元年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、総額を42億2,036万5,000円としたものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

4ページが第2表、地方債補正でございます。皆野小学校及び皆野中学校の情報通信ネットワーク整備事業に係る借入れ限度額を変更したものでございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。最上段、款10地方特例交付金921万6,000円の増額は、交付額の決定によるものでございます。

3段目、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金509万6,000円の減額は、交付額の決定によるものでございます。

最下段、款18寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税53万7,000円の増額は、実績に基づくものでございます。

4ページを御覧ください。款19繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金1,046万3,000円の増額は、皆野小学校及び皆野中学校の情報通信ネットワーク整備事業について、国の補助額が当初の見込みを下回り町負担分が増加したため、その財源として繰り入れたものでございます。

最下段、款22町債、項1町債、目5教育債520万円の減額も同じ事業について、国庫補助金の補助裏に充てられる起債額が減額となったことによるものでございます。

次の5ページからが歳出になります。主なものについてご説明を申し上げます。最下段、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費は、先ほど申し上げました学校の情報通信ネットワーク整備事業に係る国庫補助金の補助額決定を受け、国庫支出金、地方債、基金繰入金及び一般財源の財源内訳を変更したものでございます。

6ページを御覧ください。款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費につきましても、小学校費同様財源内訳の変更でございます。

7ページが地方債に関する調書となります。

以上、簡単ではございますが、令和元年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号は承認することに決定しました。



◎承認第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第19、承認第9号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第9号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年3月25日、令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 承認第9号、令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出396万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ11億4,217万1,000円とするものでございます。水色の仕切りから後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿って主なものをご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、中段、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金452万4,000円の増額は、療養給付費等の見込みによるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、中段、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費660万円の増額でございます。

下段、款10予備費、項1予備費、目1予備費207万6,000円の減額でございます。

以上、簡単でございますが、承認第9号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第9号は承認することに決定いたしました。



◎承認第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第20、承認第10号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第10号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年5月1日、令和2年度皆野町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 承認第10号、令和2年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の承認を求めること

について、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億7,588万6,000円を追加し、総額を51億5,558万6,000円としたものでございます。

なお、本補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応として国が行う経済対策に係る事業について計上したものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金1,165万3,000円の追加は、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る国庫補助金を受け入れたものでございます。児童手当の受給世帯を対象に子供1人当たり1万円を給付するもので、補助率は10分の10でございます。

その下、目7総務費国庫補助金9億6,423万3,000円の追加は、特別定額給付金給付事業に係る国庫補助金を受け入れたものでございます。各世帯主に対し住民1人当たり10万円を給付するもので、補助率は10分の10でございます。

4ページを御覧ください。4ページと5ページが今申し上げました2つの事業の歳出になります。それぞれ給付金のほか、関連する事務費を計上しております。

上段、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別定額給付金給付事業に係る歳出で、給付金と事務費を合わせまして国庫補助金と同額の9億6,423万3,000円を計上しております。

下段、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る歳出で、給付金と事務費を合わせまして国庫補助金と同額の1,165万3,000円を計上しております。

6ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 3点になりますか、4ページの項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬、会計年度任用職員報酬ということになりますが、164万円の追加理由についてと、関連するのですが、8ページの一般職のイの会計年度任用職員、補正前58人から3人増えているわけなのですが、その内容について、164万円の追加理由と3人増えている関連についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、関連質問になろうかと思うのですが、4ページの負補交のところの特別定額給付金、1人10万円ということなのですが、現時点での申請率、併せて電子申請が何%、郵便による申請、それとかなり窓口といいますか、役場に来て申請されている方もいらっしゃるみたいなので、その割合で結構ですので、それと現在申請率がどのくらいか、併せまして今日段階の給付率、分かりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、予算書の4ページ、節1報酬、会計年度任用職員の関係でございますが、164万円計上してございます。これにつきましては、特別給付金の申請事務に従事していただくパートタイムの職員ということで3名分を計上してございます。それに伴いまして8ページの給与費明細書に一般職、1、会計年度任用

職員、これについて3名増ということになっております。ただ、実際のところ、3名の採用を予定しておりましたが、人材が確保できませんで、実際には2名を採用をしてございます。

それから、今現在の特別定額給付金の申請率ということですが、申請率イコール給付率ということではちょっとこちらでは押さえておりますけれども、そちらのほうで報告をさせていただきたいと思っております。本日の振込日となっております、本日までの状況でございますけれども、全部の申請に対して振り込まれる件数が3,704世帯員になります。額といたしますと、支払い額ですけれども、9億680万円が本日で支払われるということになります。申請率、給付率というのですか、世帯に対する給付済み率となりますと92.4%、さらに1人10万円ということで、その人数でいきますと94.5%が給付が済むということになります。それから、申請の内訳ですけれども、全体の3,704件のうち郵送が3,205件、オンライン申請が43件、窓口、これは役場の201会議室を申請会場としておりますが、そちらでの受付が456件となっております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第10号は承認することに決定しました。



◎承認第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第21、承認第11号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度皆野町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第11号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年5月26日、令和2年度皆野町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 承認第11号、令和2年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,723万5,000円を追加し、総額を52億1,282万1,000円としたものでございます。

なお、本補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応策をまとめたみなへの応援パッケージについて予算化したものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。最上段、款14分担金及び負担金、項1負担金、目4教育費負担金、学校給食費保護者負担金2,998万2,000円の減額は、今年度町立幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童生徒の給食費を無償化したことによるものでございます。

次の段の款16国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金の2行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,668万8,000円の追加は、みなへの応援パッケージの財源となるものでございます。

次の段の款20繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金974万6,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

次の4ページからが歳出になります。2段目、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費200万円の増額は、80歳以上の単身高齢者へ日用品、青果等を配布するための事業でございます。

次の段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1,511万9,000円の増額は、主に子育て応援給付金の事業でございます。町立の幼稚園、小学校、中学校の園児、児童、生徒以外の子供1人につき5万円を支給するものでございます。

最下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費120万円の増額は、医療従事者用に宿泊施設を借り上げるための補助金でございます。

5ページに移りまして、2段目、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の計2,280万円の増額の内訳は、みなへの企業支援かわら版の全事業所への配布費用80万円、商店応援のためのプレミアムつき先払いチケット発行事業費1,200万円、中小企業振興資金信用保証料補助金300万円、中小企業応援給付金600万円及び中小企業振興資金利子補給金100万円でございます。

最下段、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費803万6,000円の増額は、避難所における感染防止対策用品の整備費用でございます。

6ページを御覧ください。2段目、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節1会計年度任用職員報酬251万2,000円の増額は、主に町立小学校において授業時数確保のため、夏季休業を短縮して授業を実施するための学習支援員の報酬を増額するものでございます。

なお、下の段の項3中学校費におきましても、同様に10万1,000円の計上をしております。

関連して、7ページの2段目、項6保健体育費、目2学校給食費には、給食調理員の出勤日が増加することから報酬の増額、103万8,000円を計上しております。

8ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、令和2年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第11号は承認することに決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（若林光雄議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、同意第4号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎会議時間の延長

○議長（若林光雄議員） また、本日の会議時間でございますが、議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長して実施していきたく思ひます。よろしくお願ひします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時24分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 追加日程第1、同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員田島伸一氏の任期が令和2年12月31日をもって満了となります。つきましては、後任に新任の丸山俊一氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は同意することに決定しました。



◎同意第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 追加日程第2、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員山口三千代氏の任期が令和2年12月31日をもって満了となります。つきましては、後任に新任の長谷河敏子氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。
これより同意第5号を採決いたします。
本件はこれに同意することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。
よって、同意第5号は同意することに決定しました。



◎同意第6号の説明、質疑、採決

○議長（若林光雄議員） 追加日程第3、同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第6号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。
教育委員会委員、飯野水男氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となりますので、引き続き任命したいというものです。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本件に対する質疑を行います。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件は、討議を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。
直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。
したがって、同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に2番、林太平議員、3番、小杉修一議員、4番、宮前司議員、以上3人を指名したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

〔異議なし〕と云う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よつて、立会人に2番、林太平議員、3番、小杉修一議員、4番、宮前司議員を指名いたします。

念のため申し上げます。同意第6号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願ひます。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成・反対を表明しない投票及び賛成・反対の明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（若林光雄議員） 投票用紙の配付漏れはありせんか。

〔なし〕と云う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（若林光雄議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願ひます。

〔順次投票〕

○議長（若林光雄議員） 投票漏れはありせんか。

〔なし〕と云う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（若林光雄議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合してあります。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり、賛成票が多数であります。

したがつて、同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求めめる件は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第4、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第5、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員） 追加日程第6、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（若林光雄議員） 追加日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

- 議長（若林光雄議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

- 議長（若林光雄議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

- 議長（若林光雄議員） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 若 林 光 雄

署 名 議 員 小 杉 修 一

署 名 議 員 宮 前 司